

31 慶應義塾大学先端生命科学研究教育研究費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	慶應義塾大学先端生命科学研究教育研究費補助金		
所管部課	商工労働部工業戦略技術振興課		
創設年度	平成 13 年度		
終期年度	未設定		
補助金見直しを行った年度	平成 18 年度、平成 23 年度		
補助金等の目的	学校法人慶應義塾が山形県鶴岡市に設置している慶應義塾大学先端生命科学研究所（以下、「慶應先端研」という。）の研究教育活動を推進するため		
補助対象事業の概要	<p>(事業の経緯・概要)</p> <p>学校法人慶應義塾、山形県、鶴岡市は、3者で協定を締結し、慶應先端研のこれまでの研究教育活動の成果を踏まえながら、さらなる地域活性化を目指し、同研究所を核とした研究教育活動プロジェクトを共同で推進するため、慶應先端研が行う地域活性化のための取組みに支援を行っている。</p> <p>慶應先端研は、平成 13 年 4 月の開設以来、世界初となるメタボローム解析技術の開発など、先導的な研究成果を挙げ、同研究所発のベンチャー企業の設定や、県内企業との共同研究等により、事業化に至った事例も出てくるなど、本県産業の活性化に大きく貢献しており、今後の事業展開にも大きな可能性を秘めている。</p> <p>(補助の変遷)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第 1 期： H13～17</td> <td>教育研究基盤形成のための①基金造成、②教育研究費補助を実施。 ①研究所が継続的に研究教育活動を実施されるよう支援していくとの見地から、「教育研究基金」（総額 35 億円）を造成するため、県と鶴岡市が毎年 7 億円（県：385 百万円、鶴岡市：315 百万円）を、H13～17 までの 5 年間出資 ②基金造成が完了するまでの間、研究者の人件費の一部を補てんす</td> </tr> </table>	第 1 期： H13～17	教育研究基盤形成のための①基金造成、②教育研究費補助を実施。 ①研究所が継続的に研究教育活動を実施されるよう支援していくとの見地から、「教育研究基金」（総額 35 億円）を造成するため、県と鶴岡市が毎年 7 億円（県：385 百万円、鶴岡市：315 百万円）を、H13～17 までの 5 年間出資 ②基金造成が完了するまでの間、研究者の人件費の一部を補てんす
第 1 期： H13～17	教育研究基盤形成のための①基金造成、②教育研究費補助を実施。 ①研究所が継続的に研究教育活動を実施されるよう支援していくとの見地から、「教育研究基金」（総額 35 億円）を造成するため、県と鶴岡市が毎年 7 億円（県：385 百万円、鶴岡市：315 百万円）を、H13～17 までの 5 年間出資 ②基金造成が完了するまでの間、研究者の人件費の一部を補てんす		

		るとともに、研究費として、H13～17の5年間で県・鶴岡市合わせて10億3,000万円(県補助金:566.5百万円)を助成			
	第2期: H18～22	県と鶴岡市で年間7億円を助成(県:385百万円、市:315百万円)			
	第3期: H23～25	県と鶴岡市の負担割合を変更(県55:市45⇒県50:市50、県:350百万円、鶴岡市:350百万円)			
	第4期: H26～30				
		<p>(平成30年度の研究プロジェクト)</p> <p>本事業は、「応用研究」「基礎研究」「基盤技術開発」「地域の健康への貢献」「人材育成」「国際会議等の開催」の大きく6つに分けられ、合計で24のプロジェクトが実行されている。</p>			
補助金等の分類	その他事業費補助				
根拠法令・交付要綱等の名称	平成30年度慶應義塾大学先端生命科学研究教育研究費補助金交付要綱				
補助金等の交付先(最終交付先)	学校法人慶應義塾				
補助金等の算出方法	補助対象経費の2分の1以内(上限額:350,000千円)				
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・設備費 ・消耗品費 ・教育研究活動費(人件費を含む) ・委託費 ・賃借料 ・図書資料費 ・光熱水費 ・通信運搬費 ・旅費 ・その他活動に要する経費として知事が必要と認める経費 				
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
予算額	350,000	350,000	350,000	350,000	
決算額	350,000	350,000	350,000	—	
(財源) 一般財源	350,000	350,000	350,000	—	
国庫	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	
交付先数	1	1	1	—	

	決算額÷交付先数	350,000	350,000	350,000	—
--	----------	---------	---------	---------	---

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	慶應先端研と県内企業等との共同研究等実施数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	19	19	20
	成果実績	23	19	19

(監査の結果)

(1) 現地調査の実施方法について

当補助金の現地調査は中間検査と確定検査を鶴岡市と共同で実施しており、県と鶴岡市の担当者合計3名で1日間かけて、実績報告書で事業成果等を確認するとともに、補助金で支払った費目一覧に記載されている取引全件に対して、請求書等との突合を実施している。

一方で、県では「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について(平成22年3月)」を作成し、下記の事項を定めている。

<p>「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について(平成22年3月)」より抜粋</p> <p>14 実績報告</p> <p>14-1</p> <p>(補助事業等実績報告)</p> <p>第〇条 補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業完了後△日を経過する日又は平成□年×月◇日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 事業実績書(別記様式第▽号)</p> <p>(2) 収支決算書(別記様式第▲号)</p> <p>⑨1 原則としてすべての補助事業等について、実績報告書の審査に加えて現地調査又は報告書に添付された証拠書類等により、補助事業等の執行状況を確認することとされています。</p> <p>このため、補助事業等実績報告書に添付された証拠書類等により確認を行う場合は、それぞれの補助事業等の実績に応じて必要となる添付書類等を定め、交付要綱に明示する必要があります。</p> <p>この場合、提出を求めている別記様式の備考欄等に、添付すべき書類を明示する方法もあります。</p> <p>なお、現地調査により確認を行う場合は、特に証拠書類等を添付させる必要はありません。</p>

ませんが、調査復命書には、照合・確認を行った具体的な証拠書類名等を記載するなど、現地調査による確認が確実に履行されたことが確認できるよう留意する必要があります。

上記に基づき、現地調査の復命書には下記の内容が記載されている。

本補助金に係る復命書「用務（面談・会議）概要」欄より抜粋

標記補助金について、学校法人慶應義塾から提出された実績報告書に基づき、関係書類の検査を鶴岡市と合同で実施した。

検査の結果、実績報告書の内容について適正であると認められた。

○確認書類

支出伝票、請求書、領収書、関係規程 等

本来、交付した補助金が有効、かつ、効率的に実施されているかを確認するためには、交付先においても、県と同様に適正な契約事務が実施されていなければならない。具体的には、入札や見積合せによる調達が行われるように法人内規程等が整備されているか、実際に適正な業者から適正な価格で調達が行われているか、などの執行状況を確認すべきである。

この点に関して、県の他の部では現地調査時のチェックリストを独自で作成し、検査項目及び検査の着眼点、関係書類などをまとめ、現地調査の実効性を担保している。

交付先により、多大な事業成果と地域経済、教育などでの貢献を挙げている補助事業であり、県の補助事業の中でも大規模な補助事業に該当することからも、現地調査は住民が納得する形で厳格に実施する必要がある。その実効性を担保するためにも、他の部を参考にして、当補助金に合った検査・確認項目を記載したチェックリストを作成するなどして、現地調査にあたっていただきたい。【意見】

32 山形県産業技術振興機構運営費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県産業技術振興機構運営費補助金
所管部課	商工労働部工業戦略技術振興課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	県内産業の自立的発展を推進するため、産学官連携の促進、研究開発プロジェクトの推進等の事業

	を行う公益財団法人山形県産業技術振興機構の円滑な事業運営を図ることを目的			
補助対象事業の概要	技術支援の専門機関として、県内企業の市場競争力の強化を目指し、産学官連携による技術開発等のコーディネート、研究開発プロジェクトの推進、研究開発成果の事業化支援、高度技術者の養成、工業材料の試験・分析など5つの機能を柱に、県産業技術の振興に取り組む。			
補助金等の分類	団体運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成30年度山形県産業技術振興機構運営費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益財団法人山形県産業技術振興機構			
補助金等の算出方法	補助対象経費の上限額と経費の実支出額のいずれか低い額の合計額			
補助対象経費	補助対象経費	補助金の上限額		
	人件費 理事長、専務理事、プロジェクトマネージャー、総務調整課長、研修課長及び常勤職員2名の給料、手当、福利厚生費、福利環境整備費(福利環境整備費は常勤職員2名の給料月額相当とする。)	33,714,000円		
	管理費 理事長等旅費、会計システム等リース料、会計システム等保守管理料、会計監査人報酬、事務室使用に伴う共益費	6,646,000円		
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	35,094	37,560	38,958	34,665
決算額	32,568	35,682	37,045	—
(財源)				
一般財源	32,568	35,682	37,045	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	32,568	35,682	37,045	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	外部資金の管理法人新規件数			
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値及び成果実績	目標値	1 件	1 件	1 件
	成果実績	0 件	2 件	1 件

(交付先との関係)

他の補助金等の有無	有	有機エレクトロニクス実証等事業費補助金他
業務委託契約の有無	有	あり
人的関係の有無	有	団体等に県職員を派遣、県職員の退職者が団体等の役員に就任又は職員として勤務

(監査の結果)

(1) 成果指標の設定について

当補助金は団体運営費補助であり、直接的な成果はないことから、県では成果指標として、外部資金の管理法人新規件数を設定している。なお、当補助金の交付先には他の補助金も交付されており、他の補助金の成果指標はそれぞれの事業に関連する指標を設定している。

以上に関して、団体運営費補助が交付先の特定の事業の成果には直接つながらないが、交付先の継続的な運営には必要な補助金と考える。また、交付先は県内企業の技術・製品開発力及び付加価値向上を目的として研究開発補助・技術者育成等のため活動している団体であり、当該運営費補助は間接的に貢献しているものとする。

よって、当補助金の成果指標として、他の補助金で設定している成果指標（例えば、補助金 No. 33 の「有機エレクトロニクス関連の製品化に取り組む企業数」など）も当補助金の成果指標として設定することを検討されたい。これにより設定された複数の成果指標をモニタリングし、総合的に当補助金の有効性を検討することが必要と考える。【意見】

33 有機エレクトロニクス実証等事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	有機エレクトロニクス実証等事業費補助金
所管部課	商工労働部工業戦略技術振興課
創設年度	平成 25 年度
終期年度	令和 2 年度
補助金見直しを行った年度	該当なし

補助金等の目的	有機ELディスプレイ等の分野での実証事業及び有機エレクトロニクスの事業化の支援を行うことで、県内における有機エレクトロニクス関連産業の集積を促進するため				
補助対象事業の概要	企業の有機エレクトロニクス分野での事業化に向けた実証事業の用に供するための実証施設を運営するとともに、コーディネータを配置し、実用化で先行する有機EL照明をはじめ、有機太陽電池、有機トランジスタ、蓄電デバイスなどの有機エレクトロニクス分野での県内企業の事業化を支援する。				
補助金等の分類	その他事業費補助				
根拠法令・交付要綱等の名称	平成30年度山形県有機エレクトロニクス実証等事業費補助金交付要綱				
補助金等の交付先(最終交付先)	公益財団法人山形県産業技術振興機構				
補助金等の算出方法	補助対象経費の上限額と経費の実支出額のいずれか低い額の合計額				
補助対象経費	事業区分	補助対象経費	補助金額		
	1. 有機エレクトロニクス事業化実証施設運営事業費	①人件費 ②光熱水費 ③土地建物賃借料 ④施設管理費 ⑤その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の合計額と金100,000千円のいずれか低い額		
	2. 有機エレクトロニクス事業化支援事業費	①人件費 ②有機エレクトロニクスの事業化支援に関する業務に要する経費(旅費、会議費等) ③知財管理費 ④事務費 ⑤その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の合計額と金40,151千円のいずれか低い額		
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
予算額	166,006	171,107	140,151	100,000	
決算額	148,790	162,318	138,537	—	
(財源) 一般財源	148,790	162,318	138,537	—	
国庫	—	—	—	—	

	その他	—	—	—	—
	交付先数	1	1	1	—
	決算額÷交付先数	148,790	162,318	138,537	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	有機エレクトロニクス関連の製品化に取り組む企業数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	64	67	70
	成果実績	65	69	70

(監査の結果)

(1) 事業成果の明確化について

県の産業において、有機 EL をはじめとする有機エレクトロニクスは、大きな期待を寄せる分野と考える。山形大学工学部の城戸教授などの研究者をはじめ、有機エレクトロニクス関連製品の製造、新たな製品化等に取り組む企業により、日進月歩でこの分野の発展が続いている。

県の施策としても、「山形県ものづくり技術振興計画」を作成し、有機 EL 照明の国内外への提供、有機エレクトロニクス分野の研究促進、県内における有機 EL 照明関連産業の集積などが盛り込まれている。

上記の県の施策を推し進める事業の一つとして、県は公益財団法人山形県産業技術振興機構（以下、「機構」という。）に補助金を交付し、それを財源として、機構では米沢市の八幡原工業団地内に有機エレクトロニクスの事業化に向けた実証施設を設置し、有機エレクトロニクスの事業化に取り組む企業に研究・実証する場を提供している。平成 31 年度においては、有機エレクトロニクス部品製造を目指す県外企業 1 社が施設を利用して、日夜実証を行っている。

監査人としても、こうした先進的な技術の実用化には多額の資金と期間を必要とすることは理解している。また、県内外で有機 EL を使用したテレビや携帯電話、照明器具を見かける機会が増えてきており、急速に製品化まで進んでいると実感している。こうした中で、県の施策を実現するために当補助金も位置付けられていると考えるが、有機 EL をはじめとする有機エレクトロニクス分野の事業の成果が見えにくい状況であると考える。また、当補助金が当該分野に貢献していることを表す成果指標としては、現行の成果指標以外の指標も用いるべきであると考えている。

まず、事業成果が見えにくい状況であることに関して、毎年度、1 億円を超える規模で補助金を一般財源（主に税金）で交付しており、住民に対してより説明が必要であると考えている。具体的には、当補助金で提供している実証施設を利用した企業が、その後、

製品化に成功した製品、導入事例などを県の HP などで紹介し、情報発信の機会を増やすべきである。また、こうした製品化数や導入事例数を成果指標の一つとすることも検討すべきと考える。【意見】

次に、現行の成果指標以外の指標の利用について、現行の成果指標である「有機エレクトロニクス関連の製品化に取り組む企業数」は、関係企業への聞き取りによって把握され、過去から当該分野に取り組む企業を対象としており、当補助金で補助している実証施設の利用の有無には関係ない企業も含まれることとなる。当補助金は県の大きな施策の一つとして位置づけられるため、当該指標も成果指標の一つとすることを否定するものではないが、さらに直接的に当補助金の継続の必要性を検討するためには、例えば「実証施設の稼働率」も成果指標として加え、実証施設自体のニーズの面からも当補助金を評価すべきと考える。【意見】

なお、県は新たな「山形県ものづくり技術振興計画」の策定に合わせ、新しい成果指標を検討する予定としている。

34 山形県企業立地促進補助金 (補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県企業立地促進補助金
所管部課	商工労働部工業戦略技術振興課
創設年度	平成 8 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成 9 年度、平成 16 年度、平成 20～23 年度、平成 25 年度、平成 27～30 年度
補助金等の目的	県内への企業立地を促進し、本件産業の高度化・高付加価値化及び雇用の拡大を図るため
補助対象事業の概要	県内に新たに工場等を設置する企業に対して、その費用の一部補助を行う
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県企業立地促進補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	立地企業
補助金等の算出方法	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は上限額 (補助率及び上限額は、交付要綱別表で区分・対象事業者ごとに定められている。)
補助対象経費	交付対象固定資産の取得価額又は交付対象固定資産の賃貸・リースに要する経費

補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額		1,263,012	2,193,163	2,014,203	2,746,354
決算額		1,256,131	2,386,325	1,744,344	—
(財源)	一般財源	1,256,131	2,386,325	1,744,344	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数		15	19	22	—
決算額÷交付先数		83,742	125,596	79,288	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	企業立地件数 (No. 35 山形県ソフト産業立地促進補助金も含む)			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	19	21	23
	成果実績	21	19	22

(監査の結果)

(1) 交付対象選定時の審査について

当補助金は、県産業の高度化・高付加価値化及び雇用の拡大のため、誘致した企業に対して交付されるものである。交付対象となる経費は、主に県外企業が県内に土地を取得し、工場を建設する場合に、その土地を除く固定資産の取得額の一部が対象となる。同様の補助制度は他県でも行われているが、画一的な制度ではなく、各県により補助対象経費等が異なっている。

しかし、他県では、同様の補助金を悪用し、不正に補助金の交付を受ける事例(次表参照)がある。

交付先	補助金制度	不正手口	補助金額
印刷関連会社 (東京都)	ふくしま産業復興 企業立地補助金	発注書や納品書の 金額水増し	10億7,950万円 (不正受給はこの一部) ⇒受給後に倒産
再生可能エネルギー関連会社 (大阪府)	ふくしま産業復興 企業立地補助金	架空の受注書類の 偽造	約2億5,400万円

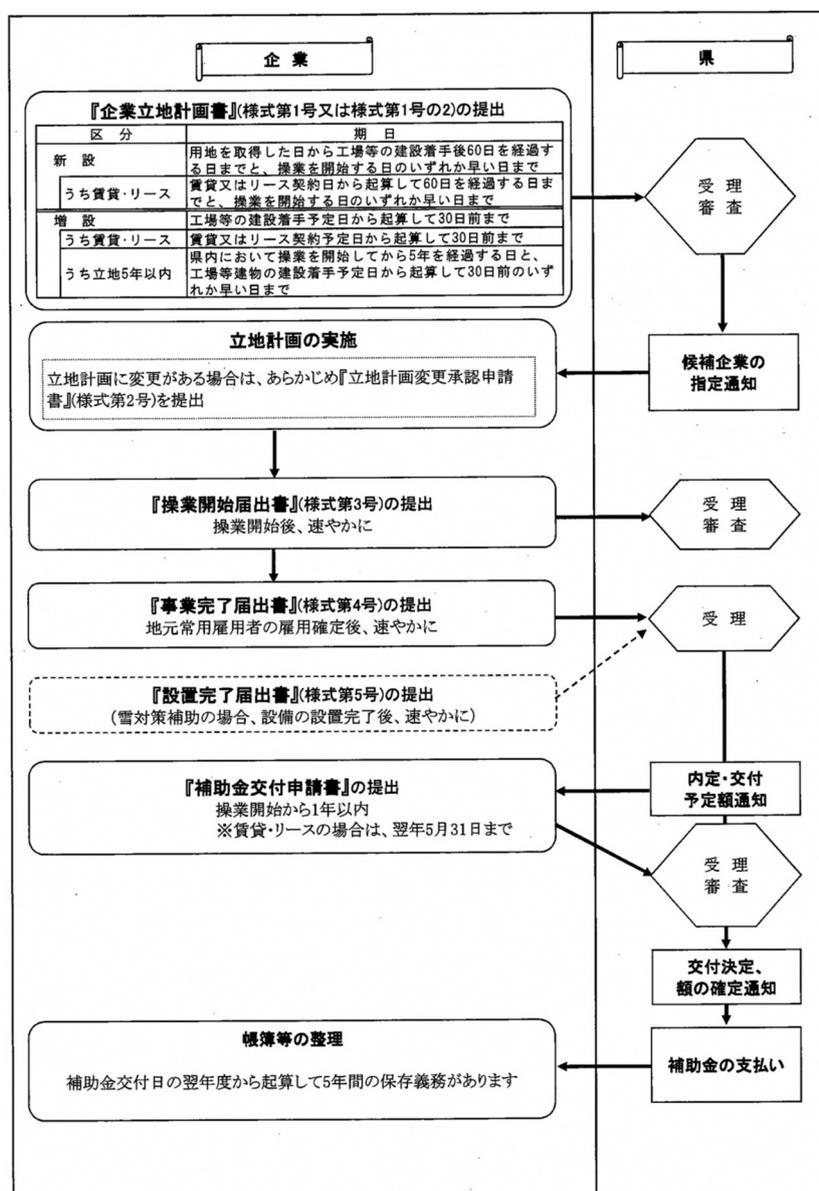
上記のように、補助金の不正受給の手口として、納入業者と結託することによる水増しや架空発注書類の偽造などが代表的な事例として挙げられる。

一方、県における当補助金の交付に係る手続きは次頁のとおりである。固定資産を取得した誘致企業が、設置完了届出書及び補助金交付申請書を県に提出し、県は事業完了

届出書に基づき、交付対象固定資産の支払証憑を確認のうえ、現地検査で交付対象固定資産を確認している。支払証憑の確認は、交付先が保管している納入業者等からの請求書、領収書等との確認にとどまっている。

現状、県が実施している支払証憑の確認や現地検査は、架空発注による不正受給は防止できるが、納入業者と交付先が結託することによる水増し請求には対応できないと考える。

そのため、交付先に対して、調達時の見積り合わせの実施の要請や、納入業者から反社会的勢力ではない旨の誓約書の徴取、交付先と納入業者に同一の役員（親族含む）が就任していないか確認を行うなど、水増し請求防止に必要な審査手続の強化を図るべきである。【指摘事項】



※新設の場合の手続きの流れです。

35 山形県ソフト産業立地促進補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県ソフト産業立地促進補助金			
所管部課	商工労働部工業戦略技術振興課			
創設年度	平成 16 年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	平成 20 年度、平成 23 年度、平成 25 年度、平成 29 年度			
補助金等の目的	県内へのソフト産業の立地を促進し、雇用機会の拡大と県民所得の向上を図り、もって本県経済の活性化に資するため、			
補助対象事業の概要	県内に新たにコールセンター等を設置する企業に対して、その費用の一部補助を行う			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県ソフト産業立地促進補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	立地企業			
補助金等の算出方法	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は上限額 (補助率及び上限額は、交付要綱別表で区分・対象事業者ごとに定められている。)			
補助対象経費	事業所賃借料、新(増)設固定資産の取得価額、雇用奨励金、通信回線使用料			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	69,600	40,500	18,000	55,792
決算額	69,600	40,500	18,000	—
(財源)				
一般財源	—	—	—	—
国庫	—	—	—	—
その他	69,600	40,500	18,000	—
交付先数	2	2	1	—
決算額÷交付先数	34,800	20,250	18,000	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	企業立地件数 (No. 34 山形県産業立地促進補助金も含む)			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度

	目標値	19	21	23
	成果実績	21	19	22

(監査の結果)

(1) 交付対象選定時の審査について

当補助金の交付対象選定時の審査に関しては、No. 34 と同様であるため、審査手続の強化を同様に検討されたい。【指摘事項】

36 山形県中国ハルビン事務所運営活動費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県中国ハルビン事務所運営活動費補助金		
所管部課	商工労働部貿易振興課		
創設年度	平成 23 年度		
終期年度	未設定		
補助金見直しを行った年度	該当なし		
補助金等の目的	一般社団法人山形県国際経済振興機構が設置する山形県中国ハルビン事務所において、山形県と中国との経済交流、技術・学術・文化交流など多面的な交流連携を図るため		
補助対象事業の概要	山形県中国ハルビン事務所を通じて、県産品輸出の振興や現地事業機会の拡大支援（商談会・見本市など）、技術・学術・文化等の交流の促進（マッチング支援など）、その他本件ゆかりの団体・人材とのネットワークづくりなどを行う		
補助金等の分類	団体運営費補助		
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県中国ハルビン事務所運営活動費等補助金要綱		
補助金等の交付先(最終交付先)	一般社団法人山形県国際経済振興機構		
補助金等の算出方法	補助対象経費の上限額と経費の実支出額のいずれか低い額の合計額		
補助対象経費	補助対象経費	補助対象事業	補助金の額
	山形県中国ハルビン事務所の運営・活動に要する経費	・事務所登記、賃貸借契約等事務所設置及び連絡調整に要する経費及び事務所維持、連絡調整	当該経費に相当する額又は 19,693,000 円のいずれか低い額

		に要する経費 ・職員宿舍借上げ等に要する経費 ・現地職員雇用等に要する経費 ・事務所アドバイザー ンサルタント等に要する経費 ・ホームページ運営、通信交通費等事務所活動及び連絡調整に要する経費			
	中国における経済交流の拡大に要する経費	・中国市場調査・情報収集、県産品プロモーション及び商談の支援等に要する経費			当該経費に相当する額又は1,359,000円のいずれか低い額
補助金等の実績と財源(千円)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額		19,373	19,693	19,693	19,693
決算額		15,418	16,423	16,359	—
(財源)	一般財源	15,418	16,423	16,359	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数		1	1	1	—
決算額÷交付先数		15,418	16,423	16,359	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	①海外取引企業数 ②輸出定番化品目数			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
①海外取引企業数	目標値	216	224	232
	成果実績	226	259	調査中
②輸出定番化品目数	目標値	120	130	140
	成果実績	99	116	112

(監査の結果)

該当なし。

37 輸出支援体制機能強化補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	輸出支援体制機能強化補助金				
所管部課	商工労働部貿易振興課				
創設年度	平成 24 年度				
終期年度	未設定				
補助金見直しを行った年度	該当なし				
補助金等の目的	山形県国際戦略を推進するにあたり、台湾、香港、中国、ASEAN等との経済交流拡大に向けて、県内企業の海外展開の支援を行うため				
補助対象事業の概要	コーディネーター等の配置や事業展開等の助成、翻訳サービスなどを通じて海外ビジネスの支援を行うとともに、アジア、欧米での県産品の販売プロモーション、海外商談会の開催、海外でのマーケット調査などを実施する				
補助金等の分類	団体運営費補助				
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県輸出支援体制機能強化補助金交付要綱				
補助金等の交付先(最終交付先)	一般社団法人山形県国際経済振興機構				
補助金等の算出方法	補助対象経費に掲げる管理運営に係るすべての経費（上限額：19,046 千円）				
補助対象経費	補助対象経費	細目	内容		
	管理運営費	人件費	常務理事又は事務局長）及び事務員（1名の給与、手当等		
		運営費	事務所賃借料、光熱水道費・空調代、常務理事活動費、来客用駐車場代等		
事業費	県内産業の国際化、活性化のための事業推進費	情報収集、海外現地調査、取引支援・販路開拓費、海外取引の促進に要する経費等			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
	予算額	18,990	19,038	19,094	19,110
	決算額	18,990	17,954	18,098	—

	(財源)	一般財源	18,990	17,954	18,098	—
		国庫	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—
	交付先数		1	1	1	—
	決算額÷交付先数		18,990	17,954	18,098	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	①海外取引企業数 ②輸出定番化学品目数			
目標値及び成果実績 ①海外取引企業数		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	216	224	232
	成果実績	226	256	調査中
②輸出定番化学品目数	目標値	120	130	140
	成果実績	99	116	112

(監査の結果)

(1) 補助金額の水準について

当補助金は一般社団法人山形県国際経済振興機構（以下、「機構」という。）の団体運営費補助として交付されているものである。機構全体の貸借対照表は下表のとおりであった（大科目以下の中科目、小科目については一部の科目について省略した）。

(単位：千円)

資産の部	平成30年度	平成29年度
流動資産		
現金預金	24,582	18,965
未収金	9,871	2,746
流動資産合計	34,453	21,711
固定資産		
基本財産	0	0
特定資産	10,335	8,605
その他固定資産	1,184	1,209
固定資産合計	11,520	9,814
資産合計	45,972	31,525
負債の部		
流動負債	7,941	9,312
固定負債	10,335	8,605
負債合計	18,276	17,917
正味財産の部		
指定正味財産	0	0
一般正味財産	27,696	13,608
純資産合計	27,696	13,608
負債及び正味財産合計	45,972	31,525

民間企業の損益計算書にあたる正味財産増減計算書は、下表のとおりである（大科目以下の中科目、小科目については一部の科目について省略した）。

（単位：千円）

一般正味財産増減の部	平成30年度	平成29年度
経常増減の部		
経常収益		
受取会費	6,230	6,150
事業収益	76,765	65,045
受取補助金等	35,672	35,551
雑収益	1	1
経常収益計	118,668	106,746
経常費用		
事業費	104,508	102,553
経常費用計	104,508	102,553
当期経常増減額	14,160	4,193
当期一般正味財産増減額	14,160	4,193
法人税等	72	72
一般正味財産増減額	14,088	4,121

正味財産増減計算書の一般正味財産増減額（最下部）を見ると、平成29年度は4,121千円、平成30年度は14,088千円が計上され、民間企業でいう当期純利益が計上されていることを意味する。また、事業収益は約95%を委託料収入が占めているが、その大部分は県からの事業委託である。受取補助金等については、そのすべてが県からの補助金で構成されている。

当補助金のように団体運営費補助金が交付されている法人で、多額の余剰金が発生することは、補助金の削減余地があるのではないかとの疑念を持たれかねない。

県の回答では、平成29年度から余剰金が発生しており、それまでは収支均衡するような運営状態が続いており、今回の余剰金も自主事業に使用するなど、法人の設立目的に沿った形で使用されている、とのことである。

しかし、収入の大部分を県からの委託料や補助金で構成されている団体において、計画された自主事業の実施や、団体の円滑な運営のための資金繰りに必要な財源を大きく上回る余剰金を保有する必要はないと考えられる。また、多額の余剰金を保有すると、必ずしも必要ではない経費の支出など、事業の不効率を招くことも考えられる。

以上のことから、団体の健全かつ円滑な運営を図るため、余剰金の状況を確認しつつ、補助金額の水準等を検討されたい。【意見】

38 シルバー人材センター連合会支援事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	シルバー人材センター連合会支援事業費補助金			
所管部課	商工労働部雇用対策課			
創設年度	不明			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	平成 28 年度（国の交付要綱の改正に合わせて）			
補助金等の目的	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 44 条第 1 項に基づき同法第 45 条で準用する同法第 42 条第 1 項の業務を行うものとして指定された公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）が事業活動を促進するため			
補助対象事業の概要	シルバー人材センター連合会が高齢者の就業機会の確保・開拓を行うとともに、会員等の能力開発・技能向上に向けた講習の開催などを行う。			
補助金等の分類	団体運営費補助・その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業）交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会			
補助金等の算出方法	補助対象経費の 2 分の 1 の額とし、上限額を人件費 4,251,000 円、管理費 3,330,000 円、事業費 2,200,000 円とする			
補助対象経費	国が定める高年齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱（平成 13 年 11 月 1 日付け厚生労働省発職高第 170 号）別表のうち、本年 4 月 1 日以降の運営費（人件費、管理費）及び事業費（高齢者活用・現役世代雇用サポート事業）の経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	9,781	9,781	9,781	9,781
決算額	9,781	9,781	9,781	—
(財源) 一般財源	9,781	9,781	9,781	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—

	交付先数	1	1	1	—
	決算額÷交付先数	9,781	9,781	9,781	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	シルバー人材センター就業延べ人員 (千人日)			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	944	1,001	1,006
	成果実績	901	917	860

(監査の結果)

該当なし。

39 グリーン・ツーリズム推進事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	グリーン・ツーリズム推進事業費補助金		
所管部課	観光文化スポーツ部観光立県推進課		
創設年度	不明		
終期年度	未設定		
補助金見直しを行った年度	該当なし		
補助金等の目的	県内の農林水産業の活性化を図ることを目的とし、農山漁村地域における滞在型余暇活動を推進するため		
補助対象事業の概要	農山漁村地域における滞在型余暇活動を推進するため、都市住民に地域のイベントや実践者の取組について情報発信するとともに、実践者の活動の課題解決に向けた取組を進める		
補助金等の分類	団体運営費補助・その他事業費補助		
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県グリーン・ツーリズム推進事業費補助金交付要綱		
補助金等の交付先(最終交付先)	山形県グリーン・ツーリズム推進協議会		
補助金等の算出方法	補助対象経費の上限額と経費の実支出額のいずれか低い額		
補助対象経費	補助対象経費	補助金の額	
	1 グリーン・ツーリズム推進事業	補助対象経費の欄に掲げる事業に要	

	(1) 情報発信力強化事業 ①リーフレット発行費 ②ホームページ及びデータベース管理運営費	する経費又は1,361,000円のいずれか低い額			
	(2) 誘客促進事業 ①スタンプラリー開催経費				
	2 グリーン・ツーリズム推進体制支援事業 (1) 人件費 (給料、手当、共済費等)	補助対象経費の欄に掲げる事業に要する経費又は4,357,000円のいずれか低い額			
	3 グリーン・ツーリズム推進県大会開催支援事業 (1) 人件費 (給料、手当、共済費等) (2) 人件費以外の県大会開催に要する経費	補助対象経費の欄に掲げる事業に要する経費又は2,293,000円のいずれか低い額			
補助金等の実績と財源(千円)		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額		7,912	7,930	8,011	7,339
決算額		7,912	7,930	8,011	—
(財源)	一般財源	7,912	7,930	8,011	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数		1	1	1	—
決算額÷交付先数		7,912	7,930	8,011	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	グリーン・ツーリズム交流人口(万人)			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	—	1,050	1,100
	成果実績	—	984	1,020

(監査の結果)

(1) 先進事例を活用したモデルケース形成について

当補助金は、県内の農林水産業の活性化を図ることを目的に、山形県グリーン・ツーリズム推進協議会(以下、「協議会」という。)が行うグリーン・ツーリズム推進事業に対して交付されているものである。

本事業では、農山漁村地域における滞在型余暇活動を推進し、都市住民に地域のイベントや実践者の取組について情報発信するとともに、実践者の活動の課題解決に向けた

取組を進めている。事業実績報告書によれば、主な活動内容としては、①リーフレット「やまがたグリーン・ツーリズム NEWS」の発行（年5回）、②ホームページおよびデータベースの管理運営、③スタンプラリーの実施（80か所参加）、④グリーン・ツーリズム推進テーマ別検討会の開催である。これだけの事業を事務局長を含め、3名で実施している。

県において、つや姫や米沢・山形牛、さくらんぼなど、全国的にも有名な農産品が生産されており、農林水産業は重要な産業のひとつとして位置づけられる。グリーン・ツーリズムは、こうした農林水産業から生産された個々の製品と観光サービスを結びつけ、農林水産業を発展させる概念と理解している。そのため、県における農林水産業をさらに推し進め、経済的な効果だけでなく、農林水産業の就労人口を増加させるためにも、国内外のグリーン・ツーリズムの先進事例を研究し、県内の農林水産資源を活用したモデルケースを形成していただきたい。【意見】

そのためには現状の人員体制を拡充し、国内外の視察なども含めた予算措置が必要であると考える。

(2) 実績報告の審査について

当補助金は、前述のとおり、協議会に対して交付されているが、本協議会は法人格を有するものではなく、県内会員によって構成された任意団体である。

当補助金の交付対象である事業に関しては、毎年度実績報告書を受領し、事業の成果等を確認するとともに、使用された経費等に関する支払証憑の確認も行っている。任意団体であることもあり、決算は収支計算書を作成しているのみであるが、繰越金が約4百万円程度あり、次年度に繰り越されている状況にある。

本協議会において、県からの補助金は収入の大きな割合を占めていることから、財産が適正に保管、管理されていることを確認するため、支払証憑の確認だけでなく、繰越金が預金で保管されているのであれば、通帳で確認するなどの審査手続きも検討されたい。【意見】

40 山形県観光物産協会運営費補助金 (補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県観光物産協会運営費補助金
所管部課	観光文化スポーツ部観光立県推進課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	山形県の観光と物産事業の振興を図り、併せて国

	際観光の振興を促すと共に、観光施設の整備運営を図るため				
補助対象事業の概要	山形県の観光データの提供、観光物産情報センターの運営、観光ボランティアガイド支援のほか、教育旅行の誘致活動などを実施する				
補助金等の分類	団体運営費補助				
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県観光物産協会運営費補助金交付要綱				
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県観光物産協会				
補助金等の算出方法	補助対象事業ごとの上限額と経費の実支出額のいずれか低い額の合計額				
補助対象経費		対象事業			
	1	(公社) 山形県観光物産協会の運営事業			
	2	山形県観光データ提供事業			
	3	山形県観光事業功労者表彰事業			
	4	山形県観光物産情報センターの運営事業			
	5	山形県観光ボランティアガイド支援事業			
	6	山形県奥の細道観光資源保存会事業			
	7	山形県スキー場誘客推進協議会事業			
	8	日本観光振興協会との共同事業			
	9	観光人材養成事業			
	10	伝統芸能を活用した観光プロモーション支援事業			
	11	事業管理費			
	12	教育旅行誘致事業			
	13	スキー修学旅行対策事業			
	14	教育旅行誘客活動・受入態勢整備事業			
	15	教育旅行組織体制・誘致活動強化事業(人件費)			
	16	教育旅行組織体制・誘致活動強化事業(事業費)			
17	教育旅行助成事業				
補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額		91,076	91,326	96,370	91,138
決算額		86,701	89,945	93,758	—
(財源)	一般財源	84,201	89,945	93,758	—
	国庫	2,500	—	—	—

	その他	—	—	—	—
	交付先数	1	1	1	—
	決算額÷交付先数	86,701	89,945	93,758	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	観光客入込数（万人）			
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値及び成果実績	目標値	—	4,620	4,660
	成果実績	—	4,512	4,651

(監査の結果)

(1) 事業費の区分について

当補助金に係る事業計画書において、平成 30 年度山形新幹線事業管理事業として、補助金が交付され、対象経費として通信運搬費や会計監査人委託料などが計上されている。

県の説明によれば、公益社団法人山形県観光物産協会（以下、「協会」という。）では、県補助金等を原資として、JR 東日本に対して、山形新幹線新庄延伸工事にかかる無利子貸付を行ったことで、決算上、多額の負債が生じることとなり、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令」にて会計監査人を設置する必要性が生じたため、その費用及び貸付事業にかかる諸経費に対して補助を行っているとのことである。

つまり、新幹線新庄延伸工事により、借入が増加し、公益認定法の規定に基づき、会計監査人が必要となったことから、本事業費の中で負担するということと考える。

しかし、会計監査人の監査意見は、本事業のみを対象とするのではなく、協会の財務諸表に対して監査意見を付するものであるから、特定の事業費に対して発生するものではないと考える。

よって、事業計画書の事業から選択するとすれば、「山形県観光物産協会の運営事業」の費用として含めるべきものであると考える。【意見】

(2) 今後の協会のあり方に関する検討について

県では、協会の自主性・独立性を確保し、自立的な経営に向けて、平成 30 年度末から協会と県で協議する場（年 4 回）を設け、今後の協会のあり方に関する検討を始めている。

しかし、見直しの方針の具体化については検討段階となっており、県から具体的な説明を聞くことはできなかった。

本協会に対しては、多額の補助金が交付されており、仮に事業の見直しなどを検討しているのであれば、検討の間も事業費が発生しており、それに対する補助金が交付され

ていることになる。今後早期に見直しの方針決定を行うように期待する。【意見】

(3) 現地調査の実施方法について

当補助金の交付先である協会には、当補助金だけでなく、複数の補助金が交付されているのに加えて、当補助金は非常に多岐にわたる事業に係る経費が交付対象となっている。当補助金に係る現地調査は、実績報告書で事業成果等を確認するとともに、事業ごとに作成された事業収支決算書にて補助金で支払った費目を確認し、現地で保管されている帳簿等を確認している。

同一の団体に対して複数の補助金が交付され、かつ、交付対象経費が多岐にわたる事業に使用される場合、補助金別、かつ、事業別に支出される経費が明確に区分されていなければならない。県では、現地調査の際にその点も含め確認しているとのことであるが、それを第三者が確認するような形で現地調査の証跡が残されていない。

現地調査は住民が納得する形で厳格に実施する必要があるため、その実効性を担保するためにも、他の部を参考にして、当補助金に合った検査・確認項目を記載したチェックリストを作成するなどして、現地調査にあたっていただきたい。【意見】

41 ロケ誘致促進事業費補助金
(補助金等の概要)

補助金等の名称	ロケ誘致促進事業費補助金
所管部課	観光文化スポーツ部観光立県推進課
創設年度	平成 21 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成 22 年度、平成 24 年度
補助金等の目的	山形県内における映画等のロケーション撮影の誘致を促進することにより、本県経済の活性化を図るとともに、当該映画等の上映による歴史・自然・風土等の情報発信を通じた本県の知名度向上並びに本県への観光誘客等を図るため
補助対象事業の概要	山形県内におけるロケーション撮影の誘致を促進するため、映画製作費の一部の補助を行う
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県ロケ誘致促進事業費補助金 交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県観光物産協会
補助金等の算出方法	該当する映画等を製作する法人もしくは団体又は

	県内ロケを支援する法人もしくは団体に対して、県内ロケ経費又は県内ロケ経費を補助する事業を行う場合に当該経費に対して10分の1以内の額、もしくは映画等作品の種類ごとに定められた上限額のいずれか低い額。事務費については、映画等作品の種類ごとに定額			
補助対象経費	補助対象経費			
	1 補助事業者が映画制作委員会等の行う県内ロケに要する経費に対して補助する場合における当該経費 又は 補助事業者がロケ支援団体等が県内ロケ経費を補助する事業を行う場合に要する経費に対して補助する場合における当該経費	スタッフ人件費	監督、演出、照明技師、録音技師、助手及びカメラマン等。ただし、山形県内在住者に限る。	
		キャスト出演費	俳優、声優及びエキストラ等。ただし、山形県内在住者に限る。	
		ロケーション等費	旅費、現地交通費、宿泊費、日当、渉外費、現地機材運搬費、通信連絡費、車両費、美術費等	
	2 補助事業者が上記補助を行うために必要となる事務費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	20,180	20,180	20,180	20,030
決算額	20,180	20,180	20,180	—
(財源)				
一般財源	10,090	10,090	10,090	—
国庫	10,090	10,090	10,090	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	20,180	20,180	20,180	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	県内延べ宿泊数(千人)			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	—	6,100	6,150
	成果実績	—	5,311	5,431

(監査の結果)

該当なし。

42 地域資源活用交流促進事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	地域資源活用交流促進事業費補助金	
所管部課	観光文化スポーツ部 観光立県推進課	
創設年度	平成 27 年度	
終期年度	未設定	
補助金見直しを行った年度	該当なし	
補助金等の目的	本県の観光振興を図ることを目的とし、本県の歴史・文化等の情報発信を通じた知名度向上並びに本県への観光誘客を図るため	
補助対象事業の概要	本県にゆかりの多い戦国武将をモチーフとして、本県の歴史・文化・物産等の情報発信を通じて知名度向上並びに本県への観光誘客を図る「愛の武将隊」の活動費の助成を行う	
補助金等の分類	団体運営費補助	
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県地域資源活用交流促進事業費補助金交付要綱（やまがた愛の武将隊）	
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県観光物産協会（最終交付先：株式会社オニキス）	
補助金等の算出方法	補助対象経費の上限額と経費の実支出額のいずれか低い額	
補助対象経費	補助対象経費	補助金の額
	1 やまがた愛の武将隊が本県の知名度向上並びに観光誘客のため県内外のイベント等で行う演武等の活動に必要な経費のうち以下に定める経費 ・人件費（キャスト、スタッフ） ・事務費（管理費、通信費、消耗品費） ・活動費（研修費、旅費交通費） ・賃借料（音響・車両レンタル費、家賃）等	当該経費に相当する額又は 15,000,000 円のいずれか低い額
	2 補助事業者が上記補助を行	当該経費に相

		うために必要となる事務費		当する額又は 90,000 円のい ずれか低い額	
補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	15,090	15,090	15,090	15,090
	決算額	15,090	15,090	15,090	—
	(財源)				
	一般財源	15,090	15,090	15,090	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	交付先数	1	1	1	—
	決算額÷交付先数	15,090	15,090	15,090	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	平均宿泊数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	1.33	1.33	1.34
	成果実績	1.29	1.29	1.32

(監査の結果)

(1) 成果指標の見直しについて

当補助金は、最終的に県内外で活躍されている「愛の武将隊」を運営する企業に交付されている。また、当補助金の交付目的は「本県の歴史・文化等の情報発信を通じた知名度向上並びに本県への観光誘客を図るため」であることから、観光誘客の一指標として、現在の成果指標を用いるのは理解できるが、当該指標だけでは、知名度向上に必ずしも寄与しているとまでは言えず、当該指標だけで当補助金の成果を測定するのは難しいと考える。

そのため、より直接的に当補助金の成果を測定できる成果指標の追加を検討されたい。具体的には、「愛の武将隊」が活躍すればするほど、県の知名度が向上するのであれば、「愛の武将隊」のイベント参加数、やホームページのアクセス数、SNS のフォロワー数などが考えられる。【意見】

43 山形県国際交流協会事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県国際交流協会事業費補助金
所管部課	観光文化スポーツ部インバウンド・国際交流推進課

創設年度	平成3年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	公益財団法人山形県国際交流協会（以下、国際交流協会）が県民の国際理解の促進や在住外国人の支援、在外県人会の支援事業等を行う場合において、県民の国際交流と海外発展を推進し、県民の福祉増進と地域文化の向上に寄与するもの			
補助対象事業の概要	協会が県民の国際理解の促進や在住外国人の支援、在外県人会の支援事業等を行うもの			
補助金等の分類	団体運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成30年度山形県国際交流協会事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	国際交流協会			
補助金等の算出方法	補助対象経費の総額又は予算で定める額のいずれか低い額			
補助対象経費	下記事業の運営に係るすべての経費 (1)国際交流協会運営管理事業 (2)在外県人会運営支援事業 (3)在伯県人会青年部日伯交流事業補助事業			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	10,341	10,164	10,196	10,368
決算額	10,341	10,164	10,196	—
(財源) 一般財源	10,341	10,164	10,196	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	10,341	10,164	10,196	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	指定管理者となっている山形県国際交流センター			

	(以下、国際交流センター)と切り離して、国際交流協会単独として考えた際に、具体的な成果指標の設定が困難であるため。
--	---

(交付先との関係)

他の補助金等の有無	無	—
業務委託契約の有無	有	国際交流センターの指定管理を委託している。平成 30 年度の指定管理料を含んだ受託事業収益は 25,336 千円である。
人的関係の有無	有	県職員の退職者が理事長、常務理事に就任している。

(監査の結果)

(1) 成果指標の設定について

当補助金は、国際交流協会の運営費補助である。平成 30 年度の 10,196 千円の内訳は、協会の運営費補助が 8,716 千円（人件費が 7,968 千円、管理費が 748 千円）、在外県人会の事業費補助が 1,480 千円であった。

終期が設定されていない補助金であるため、その永続性を確かめるため効果測定が重要である。

事前調査票への回答では成果指標を設定していない旨の記載となっており、ヒアリング時に「指定管理者となっている国際交流センターと切り離して、国際交流協会単独として考えた際に、具体的な成果指標の設定が困難であるため」との回答があった。

国際交流協会と国際交流センターは同じ建物の同じフロアに拠点を構え、業務も類似しているから、両者の業務を明確に分離して成果指標を設定することの困難さも理解できるが、まず在外県人会の事業費補助については、経営計画に示されている在外県人会の会員数や世帯数により評価することも可能と考える。

一方、協会の運営費補助に充当されている 8,716 千円については、大半が理事長・常務・日々雇用者の人件費に充てられているが、現状成果指標の設定が行われていないことは、交付先の業務が見える化されていないことに起因するものと思慮する。交付先の業務を整理し、県民の国際理解の促進や在住外国人の支援につながっていると考えられる成果指標を設定する必要がある。国際交流協会では業務が多岐に渡るため、複数の指標により測定することも考えられる。経営計画によれば、国際交流協会の HP のホームページのアクセス数、賛助会員数、サポーターの登録者数・活動件数など、成果指標として採用しうる材料は散見されるため、検討されたい。【意見】

(2) 役員人件費を補助対象とする必要性、公益性の整理・検討について

当補助金の補助対象経費には、常勤役員である理事長及び常務理事の人件費が含まれており、平成 30 年度は当該対象経費に対する補助金として 6 百万円が交付されている。

国では、行政改革の取組みとして、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）において、公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、特段の理由があるものを除き、一律に廃止することとしている。

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）「Ⅲ. 補助金等の見直し」より抜粋

（中略）

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

地方公共団体である県が国の当該計画に直接的に従う義務はないと考える。しかし、運営費補助は、団体の維持・存続が県民全体の利益に資するという公益性があることを前提として、団体の財務状況等から補助の必要性を検討し、かつ、交付先自身が自主財源の確保など自立的な経営に向けた努力を行っていることを確認して必要額の補助を行うべきものである。

そのため、役員人件費に対する補助により自立的経営が阻害され、本来は団体自らの財源で運営費を賄うべきところがインセンティブが働かず、結果として運営費補助が本来の必要額以上となる場合には公益性の観点から問題となるものとする。

よって、運営費補助において役員人件費を補助対象とする必要性、公益性を整理検討するとともに、財務状況等を考慮して補助の必要額を算出することを検討されたい。【意見】

なお、国際交流協会の経営及び財務状況は次表のとおりであり、平成 30 年度の正味財産増減額は 7 百万円のマイナスを計上しているものの、正味財産は 366 百万円となっている。

正味財産増減計算書（要約）（単位：千円）

科目	決算額
I 一般正味財産増減の部	
経常増減の部	
(1) 経常収益計	55,695
うち事業収益	25,336
うち受取補助金等	10,489
うち受取寄付金	5,500
(2) 経常費用計	56,942
事業費	37,702
管理費	19,240
当期経常増減額	△ 1,246
当期一般正味財産増減額	△ 1,246
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	△ 6,270
うち一般正味財産への振替額	△ 5,589

貸借対照表（要約）（単位：千円）

資産の部	決算額
流動資産	4,357
うち現預金	4,351
固定資産	366,584
(1) 基本財産	365,113
うち投資有価証券	331,438
(2) 特定資産	1,429
(3) その他固定資産	41
資産合計	370,941
負債の部	
流動負債	2,712
固定負債	1,429
負債合計	4,141
正味財産の部	
指定正味財産	365,113
一般正味財産	1,686
正味財産合計	366,800
負債及び正味財産合計	370,941

(3) 自主財源の確保について

当補助金は運営費補助であり、当該交付先の維持・存続を補助する前提として、自主財源確保のための取組みについて指導する必要があると考える。

具体例として賛助会員を増やし、受取会費を増額することが挙げられる。種類別の賛助会員数及びそれぞれの年会費の金額は以下のとおりである。

	団体	個人	学生
年会費	10,000 円	3,000 円	1,000 円
平成 28 年度	40 団体 (46 口)	93 名	4 名
平成 29 年度	41 団体 (47 口)	119 名	7 名
平成 30 年度	42 団体 (45 口)	102 名	14 名

上表から分かるように、特に団体の金額が個人・学生と比較すると高いため、いかに団体会員の口数を増加できるかが鍵である。会員数が増加することは財源としてプラスとなるのみならず、本協会の公益性を向上させることにもつながるため、外国人の雇用が多い業種へのアプローチなど、団体会員増加に向けた取組みが必要と考える。【意見】

44 博物館共催事業負担金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	博物館共催事業補助金
所管部課	観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課
創設年度	平成 19 年度
終期年度	未設定

補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	県立美術館を持たない本県において、県民が良質な文化芸術に触れる機会を担保するもの			
補助対象事業の概要	知事は、公益財団法人山形県生涯学習文化財団と連携して、要綱で定め、かつ知事が共催を承認した事業につき予算の範囲内で負担金を交付するもの			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	文化芸術基本法、山形県文化基本条例 平成30年度山形県博物館共済事業負担金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	山形美術館、本間美術館、致道博物館、齋藤茂吉記念館			
補助金等の算出方法	負担対象経費の総額に8分の3を乗じた額又は別に予算で定める額のいずれか低い額			
補助対象経費	負担対象経費は大きく人件費等、展示関係経費、印刷宣伝費に分類される。補助金額の8割弱を受給する山形美術館の予算書では、対象経費54,030千円の大半である46,680千円は展示関係経費と印刷宣伝費で占めており、人件費は7,350千円となっている。			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	23,625	23,625	23,625	23,625
決算額	23,625	23,625	23,625	—
(財源)				
一般財源	23,625	23,625	23,625	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	4	4	4	—
決算額÷交付先数	5,906	5,906	5,906	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	県内の主要な美術館・博物館等の入場者数		
目標値及び成果実績 (単位：人)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標値	230,000	230,000	230,000
成果実績	234,707	223,192	220,299

(監査の結果)

(1) 適切な成果指標の設定について

現在、当補助金に係る成果指標として、県内の主要な美術館・博物館等の入場者数を設定しているが、当補助金は各美術館等で開催される企画展が対象であり、交付申請書でも対象となる企画展は明示されている。また、各美術館等からの実績報告書では、各企画展の入場者数や収支の予実比較表が添付されている。

現状の成果指標である「県内の主要な美術館・博物館等」とは具体的に山形美術館、本間美術館、致道博物館、齋藤茂吉記念館、山形県芸文美術館、山形交響楽協会が該当する。

当補助金の対象に含まれていない山形県芸文美術館と山形交響楽協会が含まれている数値を採用することは成果指標として適切でないと同時に、対象となる美術館等でも常設展等を含めた全体の入館者数を採用することは、企画展の事業費補助という性格に照らして改善の余地がある。補助対象となる企画展に係る入場者数や収支の予実比など、より補助対象である企画展に近い成果指標を設定することが望ましい。【意見】

45 山形県芸文美術館運営費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県芸文美術館運営費補助金
所管部課	観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	県民に美術作品等の発表及び鑑賞の場を提供し、もって本県の文化振興を図る。
補助対象事業の概要	山形県芸術文化協会が株式会社七日町再開発ビルとの賃貸借契約に基づき実施する山形県芸文美術館の運営に係る事業である。
補助金等の分類	団体運営費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	文化芸術基本法、山形県文化基本条例 平成 30 年度山形県芸文美術館運営費補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	山形県芸術文化協会
補助金等の算出方法	補助対象経費の総額又は 21,952,104 円のいずれか低い金額以内の額
補助対象経費	補助対象経費はアズ七日町に係るフロア賃借料

		(共益費含む)			
補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額		23,611	21,944	21,952	22,111
決算額		23,611	21,944	21,952	—
(財源)	一般財源	23,611	21,944	21,952	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数		1	1	1	—
決算額÷交付先数		23,611	21,944	21,952	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	県内の主要な美術館・博物館等の入場者数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	230,000	230,000	230,000
	成果実績	234,707	223,192	220,299

(交付先との関係)

他の補助金等の有無	無	—
業務委託契約の有無	無	—
人的関係の有無	有	県職員の退職者が勤務している。

(監査の結果)

(1) 使用料収入の増大に向けて

当補助金は運営費補助であり、当該交付先の維持・存続を補助する前提として、自主財源確保のための取組みについて指導する必要があると考える。当該交付先が事業収入増加の取組みを行おうとする場合、自らの裁量で増やすことが出来る収入は使用料収入である。使用料収入はギャラリーごとの1日の使用料が決められており、使用期間に応じて使用料収入を得ることとなるため、利用率を上げることが重要である。

ギャラリー別の使用料及び平成30年度の利用率は次の表のとおりである。なお、使用方法、使用者の特性に応じて利用料は加算・減免される。

ギャラリー	1	2	3	4	5
広さ (㎡)	269	180	111	86	73
1日の使用料 (円)	11,000	9,000	4,000	3,500	3,000
利用率 (%)					

4月	100.0	100.0	48.3	58.6	31.0
5月	92.3	73.1	0.0	3.8	3.8
6月	64.3	75.0	17.9	7.1	35.7
7月	51.9	51.9	25.9	3.7	3.7
8月	77.8	22.2	0.0	11.1	100.0
9月	57.1	75.0	71.4	75.0	89.3
10月	83.9	83.9	96.8	90.3	83.9
11月	86.2	89.7	72.4	89.7	86.2
12月	76.0	80.0	60.0	24.0	24.0
1月	22.7	54.5	63.6	18.2	50.0
2月	76.9	76.9	76.9	76.9	76.9
3月	64.3	64.3	71.4	64.3	75.0
年間平均	72.1	71.2	50.9	45.1	55.8

(注) 利用率は利用日数÷開館日数により算出している。

ギャラリーの月別利用率は、春から夏にかけて利用率が低い傾向が見られる。年間を通じた利用率向上のため、村山エリア外の団体や、市内の小規模グループへの働きかけなど潜在ニーズの掘り起こしを今後とも継続することが必要であると考え。【意見】

なお、ギャラリー別の利用率では、特にギャラリー3及びギャラリー4が年間を通じて45%から55%強に止まっている。これは5つのギャラリーの配置や、利用者のニーズとの兼ね合いによりやむを得ない面もあるが、例えばギャラリーの空き状況の周知により利用促進を促す等の取組みが考えられる。

(2) 適切な成果指標の設定について

現在、当補助金に係る成果指標として、県内の主要な美術館・博物館等の入場者数を設定しているが、具体的には山形美術館、本間美術館、致道博物館、齋藤茂吉記念館、山形県芸文美術館、山形交響楽協会が該当する。

当補助金は山形県芸文美術館の運営費を補助することにより、県民に美術作品等の発表及び鑑賞の場を提供するための補助金であることから、補助対象に含まれていない美術館等を含めた入場者数を採用することは成果指標として不適切である。

まずは対象を山形県芸文美術館に絞ったうえで、入場者数、利用率等のより適切な成果指標を設定されることが必要である。【意見】

なお、県では、全館の利用率を算出する際に、ギャラリー1～5のいずれかが使用されていれば全館利用されているものとみなしている。これはギャラリー1～5をつなぎ、同一の展示を複数のギャラリーに渡って開催することも多いという実態に即した指標になっている。一方で、1～3のギャラリーが使用されているときに4、5のギャラリ

一が未使用である状態は機会損失が発生していることとなるため、経営効率を測る指標としてギャラリーごとの利用率も考慮することを検討されたい。

46 芸術文化団体育成費補助金
(補助金等の概要)

補助金等の名称	芸術文化団体育成費補助金			
所管部課	観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課			
創設年度	平成 19 年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	公益財団法人山形県生涯学習文化財団と連携して本件芸術文化の普及及び振興に資する芸術文化団体を育成するため、公益社団法人山形交響楽協会が芸術文化活動を行う場合に、補助金を交付する。			
補助対象事業の概要	公益社団法人山形交響楽協会が実施する芸術文化創作発表事業及び芸術文化普及啓発事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	文化芸術基本法、山形県文化基本条例 平成 30 年度山形県芸術文化団体育成費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形交響楽協会			
補助金等の算出方法	補助対象経費の総額に 8 分の 3 を乗じた額又は 30,000 千円のいずれか低い額			
補助対象経費	平成 30 年度の事業費が対象であり、主に出演・音楽・文芸費、会場・舞台・設営費、謝金・旅費・宣伝費等である。			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	30,000	30,000	30,000	30,000
決算額	30,000	30,000	30,000	—
(財源)				
一般財源	30,000	30,000	30,000	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	30,000	30,000	30,000	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	県内の主要な美術館・博物館等の入場者数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	230,000	230,000	230,000
	成果実績	234,707	223,192	220,299

(監査の結果)

(1) 適切な成果指標の設定について

現在、当補助金に係る成果指標として、県内の主要な美術館・博物館等の入場者数を設定しているが、具体的には山形美術館、本間美術館、致道博物館、齋藤茂吉記念館、山形県芸文美術館、山形交響楽協会が該当する。

当補助金は山形交響楽協会が実施する創作発表活動及び普及啓発活動に係る事業費補助を目的としていることから、補助対象に含まれていない美術館等を含めた入場者数を採用することは成果指標として不適切である。

また補助対象事業は、平成 30 年度であれば 4 つの事業（①定期演奏会、②スクールコンサート、③ユアタウンコンサート、④特別演奏会）と決められていることから、これら 4 事業の入場者数を成果指標とすることが適切と考える。【意見】

補助対象となる活動ごとに観客数の対計画比や前期比等を成果指標として設定することが一案として考えられるが、より実態に即した指標を検討することが必要である。

47 県民文化振興事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	県民文化振興事業費補助金
所管部課	観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	本県の芸術文化の振興を図るため、公益財団法人山形県生涯学習文化財団と連携して、芸文美術館における自主事業の開催及び県民に美術作品等の発表及び鑑賞の機会の提供を担保するための補助金である。
補助対象事業の概要	山形県芸文美術館の管理並びに同館を活用して協会が実施する芸術及び文化の振興等を図る事業である。

補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	文化芸術基本法、山形県文化基本条例 平成 30 年度山形県県民文化振興事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	山形県芸術文化協会			
補助金等の算出方法	補助対象経費の総額から使用料収入を控除した額に4分の3を乗じた額又は5,625千円のいずれか低い金額			
補助対象経費	管理費と事業費から構成される。管理費は人件費、光熱水費、使用料等多岐にわたり、事業費はイベント・広報費により構成される。平成30年度の収支清算書によれば、当補助金5,625千円を含む収入合計9,844千円のうち、半分近い4,781千円は人件費として支出されている。			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	5,625	5,625	5,625	5,625
決算額	5,625	5,625	5,625	—
(財源)				
一般財源	5,625	5,625	5,625	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	5,625	5,625	5,625	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	県内の主要な美術館・博物館等の入場者数		
目標値及び成果実績 (単位：人)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標値	230,000	230,000	230,000
成果実績	234,707	223,192	220,299

(監査の結果)

- (1) 使用料収入の増大に向けて【意見】
- (2) 適切な成果指標の設定について【意見】

No. 45 「山形県芸文美術館運営費補助金」参照。

48 国民文化祭派遣事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	国民文化祭派遣事業費補助金			
所管部課	観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課			
創設年度	不明			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	国民文化祭で発表する機会を提供することにより、文化団体の創作活動意欲を促進させ、文化を通じた人づくりを推進し、もって本県における芸術文化活動の振興及び本件文化の全国への発信を図る。			
補助対象事業の概要	参加を認められた文化団体が、平成 30 年度国民文化祭事業に出演者を派遣する事業が対象である。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	文化芸術基本法、山形県文化基本条例 平成 30 年度国民文化祭派遣事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	国民文化祭参加団体及び個人			
補助金等の算出方法	各文化団体における当該事業への出演者 1 名あたり 10,000 円に人数を乗じた額又は 1 団体あたり 10 万円のいずれか低い額			
補助対象経費	交通費(グリーン料金を除く)、宿泊料、その他の出演に要する費用			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	0	70	60	950
決算額	0	70	60	—
(財源)				
一般財源	0	70	60	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	0	1	1	—
決算額÷交付先数	0	70	60	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない
-----------	---------

目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	国民文化祭の開催地が毎年異なり、参加団体数が予測不能であるため。			

(監査の結果)

該当なし。

49 モンテディオ山形ホームタウン活動事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	モンテディオ山形ホームタウン活動事業費補助金
所管部課	観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課
創設年度	平成 26 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	株式会社モンテディオ山形が J リーグの会員として地域社会と一体となったクラブづくりや、サッカーをはじめとするスポーツの普及・振興活動を充実させ、地域の魅力づくりや地域活性化につなげる。
補助対象事業の概要	株式会社モンテディオ山形が取り組む次の事業を対象とする。 (1) 地域貢献・地域振興事業 ・学校や地域イベントにクラブの選手、指導者、マスコット等が参加し、交流を図る。 ・地域貢献活動等をホームページに掲載し、クラブのホームタウン活動を広く紹介する。 (2) サッカーをはじめとするスポーツの普及・振興事業 ・ホームゲームの開催運営 ・子供たちがサッカーに触れ合えるコーナーの設置 ・ホームゲームで各市町村を PR するブースの設置 ・映像・音響設備を活用し、誰もが楽しめる環境

	の整備（大型ビジョン、スタジアムDJ、シャトルバス等） ・警備員や誘導員の手配による選手及び観客の安全性確保			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県モンテディオ山形ホームタウン活動事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	株式会社モンテディオ山形			
補助金等の算出方法	補助対象経費の総額と 40,000 千円のいずれか低い額以内とする。			
補助対象経費	補助対象事業として平成 30 年度に実施するものに係るすべての経費を対象とする。			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	40,000	40,000	40,000	40,000
決算額	40,000	40,000	40,000	—
(財源)	一般財源	40,000	40,000	40,000
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	40,000	40,000	40,000	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	ホームゲーム 1 試合平均入場者数			
目標値及び成果実績 (単位：人)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	6,905
	成果実績	6,254	6,582	6,766

(交付先との関係)

他の補助金等の有無	無	—
業務委託契約の有無	有	総合運動公園の指定管理を委託している。補助対象経費が業務委託等に係る対象経費と明確に区別されていることは現地調査時に確認している。
人的関係の有無	有	観光文化スポーツ部部長が交付先の非常勤取締役であるが、無報酬である。

(監査の結果)

(1) 運営経費部分に対する補助の見直し

当補助金の算出方法は、補助対象経費の総額と 40,000 千円のいずれか低い額以内と定められている。直近3年間の決算額は 40,000 千円で推移しており、実質的に定額の補助金となっている。平成30年度の実績によれば補助対象経費 62,255 千円に対して、40,000 千円の補助金は 64%の補助割合であった。

当補助金の補助対象経費はホームゲームの警備や音響等演出の業務委託費、ホームゲーム時のイベント費、ホームページの管理委託費で 90%超を占めているが、これらの費用はJリーグの他チームの半数以上は自己資金で賄っているものである。当補助金の目的である、地域貢献・地域振興及びサッカーをはじめとするスポーツの普及・振興については、Jリーグの理念に基づき本来チームが負担すべき費用である。

この点、県は、株式会社モンテディオ山形の安定した収支は、戦力に直結するチーム人件費で調整することで成り立っていると考えられ、当補助金を縮減すれば、人件費を削減してホームゲーム開催経費を捻出することとなり、成績不振、観客動員数減少を招き、ひいては本県の地域活力の低下に繋がるおそれがあるため、補助金の維持が必要であると考えている。

確かにチーム成績と観客動員数に一定の比例関係はあると考えられるが、当補助金の目的は事業計画書等に記載された地域貢献・地域振興及びサッカーをはじめとするスポーツの普及・振興のための事業費の一部を補助するものであるため、株式会社モンテディオ山形のチーム強化とは一線を画して補助の必要性を検討することが必要である。

事業費補助は、事業に県民全体の利益に資する公益性があるものに対する補助であるが、補助対象経費の一部にホームゲームの開催運営や警備委託といった事業者が本来負担すべき内容が含まれているため、運営費補助的な性格を有しているものとする。目的に公益性がある事業に対する事業費補助部分と補助交付団体の維持・存続のための運営費補助を区別して、以下、運営費補助の必要性について検討する。

運営費補助については、交付先の維持・存続が県民全体の利益に資する公益性があることを前提として、①団体の財務状況等から補助の必要性を検討し、必要な場合には、②交付先自身が自主財源を確保するための取組みや効率的な運営に向けた努力を行っていることを確認したうえで補助を行うべきである。

①団体の財務状況について、株式会社モンテディオ山形の直近3期間の業績及び純資産の状況は次のとおりである。

(単位：百万円)

	2017年1月期	2018年1月期	2019年1月期
売上高	1,497	1,576	1,698
当期純利益	3	22	12
純資産	101	123	134

(出典：Jリーグホームページ「Jクラブ個別経営情報開示資料」)

2019年1月期はホーム戦全21試合のうち18試合でマッチスポンサーを獲得したことを主因として広告料収入が40百万円増加するなどにより前年に引き続き増収であり、当期純利益も3期連続黒字を計上している。純資産も、2015年度にJ1昇格した際に広告料収入等により当期純利益78百万円を計上して大きく増加し、その後も順調に伸ばし、134百万円を計上し安定した経営状況にある。過去、株式会社として配当を行った実績はないが、業績が好調で純資産が十分あるため配当を行うことも可能と思われる。

このような状況においても運営費部分に対する補助が適正であるか、チームのJ1昇格・定着も見据えた補助金交付の必要性と併せて検討する必要がある。【意見】

(2) 交付先の自主財源確保に向けた検討の指導について

②交付先自身の自主財源を確保するための取組みについて、先に述べた広告料収入の増加等、実際に取り組んでおり成果を出しているものと理解している。そのほかにも、株式会社モンテディオ山形は県の公の施設のうち「山形県総合運動公園」「西蔵王公園」「悠創の丘」「山形県ふるさと交流広場」について、指定管理者（一部は企業共同体）となっている。

指定管理者制度については、平成30年度の山形県包括外部監査結果報告書114ページで意見として記載されている「指定管理事業に係る消費税等の負担」を考慮する必要がある。現在、県は前年度の包括外部監査結果を踏まえて「指定管理者制度導入手続等に係るガイドライン」の改正や指定管理料の算定方法の見直しなども検討している。これら指定管理の所管と補助金交付の所管は異なる部局であるが、団体自身の自主財源の確保について助言することが望ましい。【意見】

50 スポーツ振興21世紀協会運営体制強化事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	スポーツ振興21世紀協会運営体制強化事業費補助金
所管部課	観光文化スポーツ部県民文化スポーツ課
創設年度	平成29年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	公益社団法人山形県スポーツ振興21世紀協会(以下「21世紀協会」という。)が、山形県におけるスポーツの振興を図るため実施している育成部門の強化のほか、県民の健康づくりやスポーツを通し

	た交流の拡大に向けた取り組み等、新たな事業展開を進めていくための運営体制を強化するもの			
補助対象事業の概要	補助対象は 21 世紀協会への常務、事務局長の設置である。			
補助金等の分類	団体運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県スポーツ振興 21 世紀協会運営体制強化事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益社団法人山形県スポーツ振興 21 世紀協会			
補助金等の算出方法	平成 30 年度に実施する補助対象事業に係るすべての経費とし、補助金の額は補助対象経費の総額又は 9,387 千円のいずれか低い額以内の額とする。			
補助対象経費	補助対象職員設置費が補助対象経費であり、具体的には常務及び事務局長の基本給、通勤手当、福利厚生費が補助対象となる。(平成 30 年 8 月から専務理事も対象となっている)			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	—	4,472	15,479	15,563
決算額	—	4,472	15,479	—
(財源)	一般財源	4,472	15,479	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	1	1	—
決算額÷交付先数	—	4,472	15,479	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	運営費(人件費)補助であるため。			

(交付先との関係)

他の補助金等の有無	有	正会員の会費として県が 20,000 千円を負担している。
-----------	---	-------------------------------

業務委託契約の有無	無	—
人的関係の有無	有	県職員の退職者が所属している。

(監査の結果)

(1) 21世紀協会の経営状況について

21世紀協会の平成30年度の財政状態及び事業成績は次のとおりである。

平成30年度末貸借対照表 (要約) (単位：千円)

資産の部	平成30年度	平成29年度
流動資産	15,533	18,668
うち現預金	8,265	7,375
うち未収金	6,191	10,683
固定資産	94,922	102,933
その他の固定資産	94,922	102,933
うち構築物	88,022	96,033
資産合計	110,455	121,601
負債の部		
流動負債	30,523	15,765
うち未払金	27,833	10,636
固定負債	49,745	57,701
うち長期借入金	49,745	57,701
負債合計	80,268	73,466
正味財産の部		
指定正味財産	33,562	38,998
一般正味財産	△ 3,374	9,136
正味財産合計	30,187	48,134
負債及び正味財産合計	110,455	121,601

平成30年度正味財産増減計算書内訳内訳表 (要約) (単位：千円)

	決算額	公益事業			法人会計
		総合SC	その他	小計	
経常収益					
会費収入	47,650	—	47,650	47,650	—
事業収入	74,878	453	74,425	74,878	—
寄付収入	5,500	—	5,500	5,500	—
補助金収入	71,955	11,145	36,194	47,339	24,616
うち県補助金	14,051	—	—	—	14,051
うち指定正味財産より	5,436	5,436	—	5,436	—
雑収入	6,275	21	1,460	1,481	4,794
経常収益 計	206,259	11,620	165,229	176,849	29,410
経常費用					
減価償却費	13,411	13,411	—	13,411	—
その他	205,360	3,502	165,719	169,221	36,168
経常費用 計	218,771	16,913	165,719	182,632	36,138
収支	△ 12,511	△ 5,293	△ 490	△ 5,783	△ 6,728

21世紀協会は直近の決算書によれば2期連続して12百万円超の赤字を計上してお

り、指定正味財産の取崩し（5,436千円／年）を加味しなければ、2期連続して17百万円超の赤字を計上している。平成31年1月末の正味財産期末残高は30,187千円であることから、このペースで進めば、令和3年1月末の決算では債務超過の状態となる。

この赤字の内訳は、法人会計の赤字6,728千円と総合型SC事業の赤字5,293千円（指定正味財産からの振替額がなければ10,729千円）である。

総合型SC事業の赤字の要因は、グラウンドの芝生（構築物）に係る償却負担13,411千円であり、これ自体は資金繰りに影響を与えないものの、当該資産取得時に半分程度を金融機関からの借入により調達しており、平成31年1月期は7,956千円の返済支出がある。正味財産増減計算書上、資金収支がない指定正味財産からの振替、減価償却費を除けば、4,536千円の資金不足となり、これに借入金返済支出を加えると12,492千円の資金不足となる。

「公益法人会計基準について（平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会、平成21年10月16日改正）別紙公益法人会計基準」によれば、公益法人も民間企業のように継続事業の前提に関する注記が求められる。「公益法人の継続事業の前提について」（平成25年1月15日改正 日本公認会計士協会）において、注記が必要な場合とその対応について、次のとおり記載されている。

「公益法人の継続事業の前提について」（平成25年1月15日改正 日本公認会計士協会）より抜粋

Q4 継続事業の前提に関する注記としてはどのような注記をすればいいのでしょうか。

A

1. 継続事業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続事業の前提に関する事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。

- ①当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ②当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④財務諸表は継続事業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨

Q1 平成20年基準では、公益法人に継続事業の前提に関する注記が求められませんが、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が認められるときはどのような場合なのか教えてください。

A 貸借対照表費において、単独または複合して継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況としては、例えば、以下のような項目が考えられる。

〈財務指標関係〉

- ・ 経常収益の著しい減少
- ・ 継続的な評価損益等調整前当期経常増減額のマイナス又は事業活動によるキャッシュ・フローのマイナス
- ・ 重要なマイナスの当期経常増減額又は当期一般正味財産増減額の計上
- ・ 重要なマイナスの事業活動によるキャッシュ・フローの計上
- ・ 債務超過

このままの経営状態を継続した場合、債務超過のみならず、資金不足により法人が継続できない可能性もあり、県が公益性があると判断した 21 世紀協会の事業はもとより、その上にトップチームとして存在する株式会社モンテディオ山形の事業継続性にも影響を与える可能性がある。

当補助金は 21 世紀協会の団体運営費補助である。交付先団体の維持・存続が県民全体の利益に資するという公益性があると認めたため補助を行っているものであるが、団体の維持・存続のために必要な額が補助されているのか検討が必要と考える。ただし、補助額が団体の維持・存続のために不足しているとして単純に増額が必要と判断すべきではなく、団体が自立的な経営を行うために自主財源を確保するための取組みや効率的な事業運営に向けた計画を策定・実行するよう指導する、又は仕組みづくりに協力していくことが必要であると考えます。

また、県は、当該補助の他に毎年 20 百万円を正会員費として負担し支援を行っており、これらを含めて、今後どのように事業を継続していくのか、全体的な検討が必要であると考えます。【意見】

(2) 成果指標の設定について

当補助金について、運営費（人件費）補助であることを理由として成果指標が設定されていない。しかし、運営費補助であっても、補助金である以上、目的の公益性と補助の必要性があるか、補助が有効かどうかについて継続的に評価することが必要であり、その効果を測定するためには定量的な指標を目標として設定して毎年比較を行うことが重要である。

県は、今後の支援等にかかる全体的な検討を行う際に補助の必要性・有効性を説明するためにも、当運営費補助について測定可能な成果指標を設定し、効果測定及び評価を行うことを検討されたい。【意見】

(3) 実績確認時における証憑書類の検証について

当補助金は常務、事務局長、専務の3名に対する人件費に係る補助であるため、現地調査ではなく実績報告書に添付されている挙証資料の確認のみとしている。それ自体に問題はないものの、挙証資料を確認したところ、出勤簿と賃金台帳は確認しているが、実際に対象者に送金している事実を確認している書類は見当たらず、県では送金の確認までは行っていないとのことであった。

勤務実態や送金の事実がない人件費である可能性もゼロではないことから、挙証資料を収集するには送金の事実が確認できる資料の入手も必要である。【意見】

51 公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金
(補助金等の概要)

補助金等の名称	公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金
所管部課	農林水産部農業経営・担い手支援課
創設年度	平成23年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	親元就農や新規参入、雇用就農など多様な新規就農者を確保・育成し、県農林水産業の活性化や生産力の向上を図る
補助対象事業の概要	<p>公益財団法人やまがた農業支援センターが行う次の事業に要する経費に対して補助を行う。</p> <p>(1) ワンストップ窓口の設置 新規就農等を対象とした相談窓口の設置</p> <p>(2) 新規就農者確保推進活動 就農ガイドブックの作成、就農相談活動の実施、農業短期体験プログラムの実施、コーディネーターの設置、新規就農希望者への情報発信</p> <p>(3) 新規就農者育成支援活動 新規就農者フォーラム、独立就農者育成研修、定着支援助成金、定着支援アドバイザー</p> <p>(4) 女性農業者のネットワークづくり支援活動 女性農業者のためのワンストップ相談窓口の設置及び相談対応、地域ごとの学習会・研修会の開催、山形県農村生活研究グループ協議会事</p>

	務局運営、嘱託職員の配置			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度公益財団法人やまがた農業支援センター活動強化事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益財団法人やまがた農業支援センター (新規就農者等)			
補助金等の算出方法	(1) ワンストップ窓口の設置 事業に要する経費の 10 分の 10 以内若しくは 1,987 千円のいずれか低い額 (2) 新規就農者確保推進活動 事業に要する経費の 10 分の 10 以内若しくは 27,400 千円のいずれか低い額 (3) 新規就農者育成支援活動 事業に要する経費の 10 分の 10 以内若しくは 4,566 千円のいずれか低い額 (4) 女性農業者のネットワークづくり支援活動 事業に要する経費の 10 分の 10 以内若しくは 2,977 千円のいずれか低い額			
補助対象経費	上記事業に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	45,840	41,893	36,930	44,094
決算額	43,698	40,972	35,529	—
(財源)				
一般財源	43,698	40,972	35,529	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	43,698	40,972	35,529	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	新規就農者数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		300 人	340 人	340 人
成果実績		300 人	309 人	344 人

(監査の結果)

(1) 成果指標の設定について

県は、本県の農林水産業における取組みを示す第3次農林水産業元気再生戦略（平成29年3月作成、平成31年4月見直し）において、「基本戦略1 多様な人材が活躍できる農業経営の実現」のため、「新たな担い手育成確保支援プロジェクト」を策定している。当該プロジェクトの目標指標として「新規就農者数」を設定し、取組みの一つが当補助金となっている。

そのため、当補助金の成果指標としても新規就農者数を設定しており、実績は平成28年度から4年連続で300人以上を確保し、東北6県で4年連続1位となっている。

当該実績は、確かに目標をほぼ達成し、補助金は有効であると評価できる。しかし、当補助金を含むプロジェクトの目的は、新規就農者の確保・定着であると考えれば、新規就農者数だけではなく離農者に関する情報も成果指標として追加設定し、両者の結果を考慮して補助金の有効性を検討することが必要であるとする。【意見】

なお、県では毎年新規就農者動向調査を実施しており、就農後5年間調査し、離農者数や離農率（下表参照）、離農した理由等も聞き取りにより把握しており、これらを補助金の効果測定・評価に利用することを検討されたい。

(単位：人)

就農年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
新規就農者数	264	280	300	309	344	1,497
離農者数	60	51	48	72	18	249
割合	23%	18%	16%	23%	5%	17%

(2) 補助金に係る消費税仕入控除税額の確認について

補助事業者が消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の課税事業者である場合、補助事業等に係る課税仕入れに伴い、消費税仕入控除税額が発生することとなる。そのため、仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、課税仕入れに係る消費税等相当額について、補助対象経費から減額する必要がある。

県では、上記のような場合について、「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成22年3月30日財第314号総務部長通知別紙）で、補助金交付要綱に次のような条項を規定することを注意喚起している。

「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成22年3月30日財第314号総務部長通知別紙）18 その他より抜粋

【規定例】

(交付の申請)

2 補助事業者等は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費

税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知）

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第 2 項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第〇条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業等実績報告）

2 補助事業者等は、実績報告書の提出に当たり、第〇条第 2 項ただし書の、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第〇条 補助事業者等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した補助事業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第△号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

当補助金の補助金交付要綱には、「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙）で例示されている補助金に係る消費税仕入控除税額について報告を求める等の条項が規定されていない。

補助金交付要綱に規定されていない場合には、県から補助事業者等に補助金に係る消費税仕入控除税額の有無を確認する必要があるが、監査実施日において、県では当該確

認を行っていなかった。【指摘事項】

なお、その後県が補助事業者を確認した結果、平成 30 年度の当補助事業に係る仕入控除税額はなかった。

(3) 消費税仕入控除税額に係る事項の補助金交付要綱への明記について

上記(2)に記載したとおり、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金交付要綱に規定されていない場合でも、県から補助事業者等に積極的に確認することにより仕入控除税額と補助金交付の重複を防止することはできる。

しかし、確認することを失念する可能性を防止し、仕入控除税額がないことを文書により確認することができるように、補助金交付要綱に所定の事項を記載することを検討されたい。【意見】

52 山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金
(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金
所管部課	農林水産部農業経営・担い手支援課
創設年度	平成 28 年度
終期年度	令和 2 年度
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	農業法人が雇用就農希望者を継続的に雇用・育成することで新規就農者の確保を図るとともに、経営体質の強化を図り安定的に農業生産を継続・拡大していくことを支援し、県農林水産業の活性化や生産力の向上を図る
補助対象事業の概要	一般社団法人山形県農業会議が行う次の事業に要する経費に対して補助を行う。 (1)雇用就農促進事業 ①農業法人等が、農林水産省所管の「農の雇用事業」の対象とならない 45 歳以上の雇用就農希望者に対して行う研修を行う。ただし、交付対象者は申請時から 5 年以内に売上高を 10%以上増加する計画を持つ意欲ある農業法人等とする。 ②雇用就農促進事業を実施するために必要となる農業会議の事務を行う。

	(2) 農業法人就農相談会開催事業 農業法人等と雇用就農希望者が情報交換等を行う就農相談会を開催する。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県農業法人人材確保・育成支援事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	一般社団法人山形県農業会議			
補助金等の算出方法	(1) 雇用就農促進事業 ① 事業に要する経費の 10 分の 10 以内若しくは 11,050 千円のいずれか低い額(ただし 1 農業法人あたり、同じ雇用就農者 1 人に対して 1 年目が月額 100 千円以下、2 年目が月額 50 千円以下とする。) ② 事業に要する経費の 10 分の 10 以内若しくは 180 千円のいずれか低い額 (2) 農業法人就農相談会開催事業 事業に要する経費の 10 分の 10 以内若しくは 112 千円のいずれか低い額			
補助対象経費	(1) 雇用就農促進事業 ① ・農業法人等の指導者が研修を実施する際の指導に要する経費に対する助成及び各種資格取得に向けた講習費、テキスト購入費、受験料への助成 ・研修を実施する農業法人等以外の先進的な農業法人等や専門的な知識を有する者が、雇用就農者に対して指導を行う際の謝金 ・指導者が、人材育成等の向上に必要な知識を習得するための研修の受講及び資格取得に必要な交通費等 ② 事業を実施するために必要となる農業会議の旅費、消耗品費、役務費等 (2) 農業法人就農相談会開催事業 相談会を開催するために必要な謝礼、消耗品費、役務費、使用料等			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	8,150	10,461	11,342	11,092

	決算額	8,050	10,461	10,469	-
	(財源)				
	一般財源	8,050	10,461	10,469	
	国庫				
	その他				
	交付先数	1	1	1	-
	決算額÷交付先数	8,050	10,461	10,469	-

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	認定農業者（法人）数（※）			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	-	530	610
	成果実績	446	484	515
成果目標を設定していない理由	-			

(※) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に基づき 5 年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者をいう。

(監査の結果)

(1) 成果指標の設定について

県は、本県の農林水産業における取組みを示す第 3 次農林水産業元気再生戦略（平成 29 年 3 月作成、平成 31 年 4 月見直し）において、「基本戦略 1 多様な人材が活躍できる農業経営の実現」のため、「農業経営力向上支援プロジェクト」を策定している。当該プロジェクトの目標指標として「農業法人数（認定農業者）」を設定し、取組みの一つが当補助金となっている。

そのため、当補助金の成果指標として認定農業者（法人）数を設定しているが、実績は毎年 30 法人以上が増加しているものの目標には達していない。その一方で、県の調査によると、要件としている「法人の売上高の増加」について、平成 25 年度から平成 29 年度に当事業を活用した法人の 2 年後の売上高は、全体の 95%が増加しており、さらに全体の 70%が 10%以上増加している。

当該プロジェクトの方向性として「経営力の向上」と「農業経営の法人化」を掲げ、本補助事業や別の法人化支援事業を実施していることから、当補助金の効果測定・評価にあたって「農業法人数」だけでなく、経営力向上の結果である「法人の売上高増加」に関する情報も成果指標として追加設定し、両者の結果を考慮して補助金の有効性を検討することが必要であると考え。【意見】

(2) 補助金に係る消費税仕入控除税額の確認について

補助事業者が消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の課税事業者であ

る場合、補助事業等に係る課税仕入れに伴い、消費税仕入控除税額が発生することとなる。そのため、仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、課税仕入れに係る消費税等相当額について、補助対象経費から減額する必要がある。

県では、こうした場合について、「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙）で、補助金交付要綱上、交付申請や実績報告、消費税及び地方消費税の申告後の各段階で、補助金に係る消費税仕入控除税額の報告を求める条項を規定することを注意喚起しているが、当補助金の交付要綱では規定されていない。

補助金交付要綱に規定されていない場合には、県から補助事業者等に補助金に係る消費税仕入控除税額の有無を確認する必要があるが、監査実施日において、県では当該確認を行っていなかった。【指摘事項】

なお、その後県が補助事業者を確認した結果、平成 30 年度の当補助事業に係る仕入控除税額はなかった。

(3) 消費税仕入控除税額に係る事項の補助金交付要綱への明記について

上記(2)に記載したとおり、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金交付要綱に規定されていない場合でも、県から補助事業者等に積極的に確認することにより仕入控除税額と補助金交付の重複を防止することはできる。

しかし、確認することを失念する可能性を防止し、仕入控除税額がないことを文書により確認することができるように、補助金交付要綱に所定の事項を記載することを検討されたい。【意見】

53 学校給食における地産地消推進事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	学校給食における地産地消推進事業費補助金
所管部課	農林水産部 6 次産業推進課
創設年度	平成 20 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度
補助金等の目的	子ども達の食育と地域の農業に対する理解の促進、地産地消の推進を図る
補助対象事業の概要	市町村が学校給食において県産農林水産物の利用を増やすために支出する次の経費に対して補助を行う。 (1) 郷土料理による食育実施支援事業

	<p>主たる食材として県産農林水産物を利用し、地域で親しまれている伝統的な郷土料理を提供する事業</p> <p>(2) 県産農林水産物利用増加支援事業 原則として、毎月 19 日を含む「地産地消ウィーク」(月～金)の期間中に、平成 27 年度を上回って県産農林水産物を使用したおかずを提供する事業</p> <p>(3) 県産加工品導入支援事業 県産ヨーグルト(県産の生乳を使い県内で加工されたもの)を 1 人に 1 個ずつ容器ごと提供する事業</p>																		
補助金等の分類	その他事業費補助																		
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県学校給食における地産地消促進事業費補助金交付要綱																		
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村																		
補助金等の算出方法	<p>各事業における補助対象経費の実支出額と次に掲げる補助基準額を比較して、いずれか低い方の額に補助率 10 分の 10 を乗じた額の合計額とする。</p> <p>(1) 郷土料理による食育実施支援事業 実際に提供する食数(4 回を上限とする。)に、次の表に定める 1 食あたりの単価を乗じた額</p> <table border="1" data-bbox="726 1323 1332 1422"> <tr> <td></td> <td>小学校</td> <td>中学校</td> </tr> <tr> <td>1 食あたりの単価</td> <td>26 円</td> <td>26 円</td> </tr> </table> <p>(2) 県産農林水産物利用増加支援事業 実際に提供する食数(25 回を上限とする。)に、次の表に定める 1 食あたりの単価を乗じた額</p> <table border="1" data-bbox="726 1565 1332 1664"> <tr> <td></td> <td>小学校</td> <td>中学校</td> </tr> <tr> <td>1 食あたりの単価</td> <td>13 円</td> <td>17 円</td> </tr> </table> <p>(3) 県産加工品導入支援事業 実際に提供する食数(4 回を上限とする。)に、次の表に定める 1 食あたりの単価を乗じた額</p> <table border="1" data-bbox="726 1807 1332 1906"> <tr> <td></td> <td>小学校</td> <td>中学校</td> </tr> <tr> <td>1 食あたりの単価</td> <td>33 円</td> <td>33 円</td> </tr> </table>		小学校	中学校	1 食あたりの単価	26 円	26 円		小学校	中学校	1 食あたりの単価	13 円	17 円		小学校	中学校	1 食あたりの単価	33 円	33 円
	小学校	中学校																	
1 食あたりの単価	26 円	26 円																	
	小学校	中学校																	
1 食あたりの単価	13 円	17 円																	
	小学校	中学校																	
1 食あたりの単価	33 円	33 円																	
補助対象経費	(1) 郷土料理による食育実施支援事業 郷土料理を提供するために増加することとな																		

		る経費 (2) 県産農林水産物利用増加支援事業 平成 27 年度を上回って県産農林水産物を使用したおかずを提供するために増加することとなる経費 (3) 県産加工品導入支援事業 県産ヨーグルトを提供するために増加することとなる経費			
補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	予算額	54,399	50,637	49,088	46,223
	決算額	43,646	41,677	41,413	—
	(財源)				
	一般財源	43,646	41,677	41,413	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	交付先数	27	28	28	—
	決算額÷交付先数	1,616	1,488	1,479	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	学校給食における県産農林水産物(※1)の使用割合(重量ベース)			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—(※2)	—(※2)	—(※2)
	成果実績	43.2%	45.8%	45.1%

(※1) 米・牛乳は 100%のため、除外して算定している。

(※2) 目標値は年度ごとには設けておらず、令和 2 年度に「55%」を目標としている。

(監査の結果)

(1) 実績報告の期限内提出について

「平成 30 年度山形県学校給食における地産地消促進事業費補助金交付要綱」第 9 条によれば、補助事業者である市町村は、補助事業が完了し、市町村の支払額が確定した日から起算して 20 日を経過する日又は平成 31 年 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を県に提出する必要がある。

しかし、実績報告書に係る県の受理日付が、3つの市町について 4 月 15 日以降、3つの市町について 5 月上旬となっており、補助金交付要綱で定められた期限を過ぎた提出となっていた。

「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」(平成 22

年3月30日財第314号総務部長通知別紙)によれば、実績報告の提出期限を設定する意味は次のとおりである。

「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」(平成22年3月30日財第314号総務部長通知別紙) 14 実績報告より抜粋

補助事業等の交付目的に沿った適正な執行を確保するため、実績報告に係る審査等を徹底することが求められています。補助事業等が確実に執行されたことを確認する十分な書類の審査期間や現地調査の期間等を確保するため、無理のない提出期限を設定するよう留意する必要があります。

県は、補助事業等が確実に執行されたことを確認する十分な書類の審査時間や現地調査の期間等を確保するため、補助金交付要綱で定められた期限内に実績報告を提出するよう補助事業者である市町村に指導する必要がある。【指摘事項】

54 食産業王国やまがた推進事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	食産業王国やまがた推進事業費補助金
所管部課	農林水産部6次産業推進課
創設年度	平成25年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成26年度、平成28年度
補助金等の目的	県内食品製造業者の商品開発力向上や事業規模拡大に必要な設備導入を支援することで、県産農林水産物の利用拡大を通し、農林水産業を起点とした食産業の振興を図る
補助対象事業の概要	食品製造業者が、県産農林水産物の利用拡大のために行う食品加工設備・施設の整備及びこれに付随して行う事前の調査・検討に要する経費に対して補助を行う。 事業者は、次の5つの要件すべてを計画期間内(3カ年)に満たす目標を設定したプロジェクト計画を策定し、事前にやまがた食産業クラスター協議会等による助言・指導を受けたうえで、審査会の審査を受ける必要がある。 (1)農林水産業を起点として産出額が増加する

	(2) 県産農産物の使用量（重量又は価格）が現在より増加する (3) 県産農産物の使用割合を増加する (4) 県内の農林漁業者等との取引を拡大する (5) 1.5名(375人日)以上の雇用を拡大する			
補助金等の分類	施設整備費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度食産業王国やまがた推進事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	食品製造業者			
補助金等の算出方法	補助対象経費又は5千万円のいずれか低い額に、次表に掲げる要件に応じた補助率を乗じた額			
	要件		補助率	
	上記要件の全てを満たす事業		3分の1以内	
	上記要件の全てを満たし、かつ要件(3)を満たす県産農林水産物の使用量（重量又は価格）のうち、県内農林漁業者等と書面により複数年契約する契約取引が5割以上の事業		2分の1以内	
補助対象経費	食品加工設備・施設の整備及びこれに付随して行う事前の調査・検討に要する経費（税抜価格）			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	19,797	21,659	27,000	23,000
決算額	16,666	21,375	27,000	—
(財源)				
一般財源	16,666	21,375	27,000	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	3	3	—
決算額÷交付先数	16,666	7,125	9,000	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	食品製造業等における県産農林水産物の使用割合（重量ベース）			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	40%	40%	41%

	成果実績	39.2%	40.1%	40.5%
--	------	-------	-------	-------

(監査の結果)

(1) 一者随意契約による調達に係る理由の相当性検討及び事前承認の必要性

当補助金は施設整備費補助であり、施設整備に係る調達コストが低ければ補助金額も下がり、効率的な補助が可能となる。そのため、県は「食産業王国やまがた推進事業実施要領の運用について」の中で次のとおり定め、ホームページで公表したうえで採択決定時に書面で競争入札等の実施を指導し、価格決定時に適時に結果報告を受け、完了検査時に入札・見積合わせの実施状況及び結果を確認している。

「食産業王国やまがた推進事業実施要領の運用について」より抜粋

第3 事業の着工等

1 事業実施の事務取扱い等

(2) (中略) なお、原則として競争入札を行ったうえで業者を選定するものとするが、相当の理由により競争入札によりがたい場合は、随意契約によることができるものとする。

この場合、随意契約の理由を明らかにしておくこととする。

平成30年度に採択した3件については、2件は見積合わせを実施し、1件は一者随意契約により契約を締結していた。一者随意契約により調達した1件について、県は契約締結前に随意契約理由書の提出を受けているが、当該理由書について起案書等による事前承認を行っていない。

随意契約理由書の内容は、「性能や納品体制、操作性、信頼性において、他に同等の性能や条件を有している機種・会社がないため、入札による購入が困難と判断」したというもので、プロジェクト計画を達成するためには厳格な性能等が要求されることは理解できるが、一方で、県の補助金を受ける以上、公正かつ効率的な調達を図ることも必要である。

よって、県は補助事業者が随意契約による調達を行う場合には、その理由が相当かを検討し、事前に承認する仕組みを構築することを検討されたい。【意見】

具体的には、「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」(平成22年3月30日財第314号総務部長通知別紙)における次の例示が参考になると考える。

「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」(平成22年3月30日財第314号総務部長通知別紙) 11規則第7条第2項の規定に基づいて付する条件より抜粋

【例11-3 施設整備補助金の場合に付する条件の例】

(交付の条件)

第〇条 規則第7条第2項の規定に基づき付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を遂行するために行う契約については、原則として競争入札により契約の相手方及び契約金額を決定しなければならない。ただし、競争入札に適しないと認められる合理的な理由があると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 前項ただし書きの規定により、競争入札によらずに契約の相手方及び契約金額を決定する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(2) 成果指標の設定について

県は、本県の農林水産業における取組みを示す第3次農林水産業元気再生戦略（平成29年3月作成、平成31年4月見直し）において、「基本戦略4 県産農林水産物の魅力の向上と販売促進」のため、「6次産業化推進基盤確立プロジェクト」を策定している。当該プロジェクトの目標指標として「食品製造業等における県産農林水産物の使用割合（重量ベース）」を設定し、取組みの一つが当補助金となっている。

そのため、当補助金の成果指標としても当該使用割合を設定しており、指標自体も毎年ほぼ目標を達成している。しかし、当補助金による県産農産物の使用量と成果指標の算定基礎となる県産農産物使用量とでは規模が大きく異なり、前者の結果が後者にどの程度影響を与えるか疑問である。

補助金の成果指標として、事業の基となる基本戦略に係る目標と整合していることはもちろん必要であるが、成果指標により効果測定・評価を行うためには、補助金の効果が指標に反応する感応度を備えることが必要であると考え。よって、県は補助金の成果指標として、事業要件としたプロジェクト計画の成功率合い等、補助金の効果が反応する成果指標の設定を検討されたい。【意見】

なお、実際に、県ではプロジェクト計画の要件とした県産農産物の使用量や使用割合の増加や雇用拡大などの観点について、毎年外部者を含む評価委員会による評価を行い、計画どおり進捗していない場合には改善計画の策定指導や専門家による助言等を行っている。その結果、事業実施に伴い、大幅に販売額を伸ばしている案件がある等年々実績が積みあがっていると評価している。

(3) 処分制限の対象となる財産の確認について

当補助金の交付要綱において、本事業により取得した取得価格30万円以上の機械器具及び施設は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで処分が制限され、仮に処分する場合には県の事前承認を得たうえで補助金を一部返還することを求めることができる。また、その期間は、県が定める様式の財産管理台帳を整備・保管することが必要である。

平成 30 年度食産業王国やまがた推進事業費補助金交付要綱より抜粋

(財産処分の制限)

第 9 条 本事業により取得した取得価格が 30 万円以上の機械器具及び施設は、規則第 22 条第 2 号及び第 3 号に規定する知事が指定する財産とする。

2 規則第 22 条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第 22 条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第 9 号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(帳簿の備付け等)

第 10 条 規則第 21 条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。ただし、本事業により取得した財産で前条第 2 項に規定する処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記様式第 10 号）その他関係書類を保管しなければならない。

山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月 9 日山形県規則第 59 号）より抜粋

(財産処分の制限)

第 22 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で知事が指定するもの

(3) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

上記規定を受けて、県では、事業完了後の確認検査時に導入設備現物を目視確認し、実績報告審査の段階で財産管理台帳が整備されていることを確認している。また、当補助金においては、事業実施の翌年度から 3 年間の事業成果報告を義務づけており、県は確認のヒアリングの際、場合によっては現地を訪問し、その都度、事由の変更等がある

場合には速やかに相談するよう説明している。

しかし、当補助金の対象とする施設・設備は耐用年数が7年～10年のものがあり、導入3年後以降の年度については県から積極的な確認は行っていない。確かに、規定上は県からの確認等特段の手続は要求されておらず、所有者である補助事業者が責任をもって財産を管理し、処分制限期間にわたり補助金交付要綱等を遵守する必要がある。

一方で、全く確認を行わない場合、処分制限期間内に財産が処分され又は遊休化している可能性を看過し、補助金の効果が失われてしまう結果となる可能性がある。よって、県の事務負担とのバランスを考慮した上で、定期的な利用状況の文書による確認や必要性・重要性に応じた現物調査等の実施、又は処分制限期間経過時点での確認を行うこと等を検討されたい。なお、これらの確認を実施するために、財産管理台帳の集約・データベース化などが考えられる。【意見】

55 やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金
(補助金等の概要)

補助金等の名称	やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金
所管部課	農林水産部6次産業推進課
創設年度	平成18年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	県産農林水産物や地域資源を有効に活用した山形ならではの新商品開発や販路開拓、新たなビジネス化、農業の6次産業化などにより、農林水産業を起点とした新たな食産業の振興を図る。
補助対象事業の概要	やまがた食産業クラスター協議会に対して運営費補助を行う。 当協議会は、農林水産物の生産、加工、流通、販売に関わる企業や農林漁業者等、さらには、関連産業、大学・研究機関、関係機関等の垣根を越えた幅広い交流・連携を進め、県産農林水産物を活用した山形ならではの新商品開発や新たなビジネス化を支援し、「食」と「農」が連携した食産業クラスターを創造するとともに、地域資源を活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化等、総合化に向けた取組みを支援することを目的とする団体である。
補助金等の分類	団体運営費補助

根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度やまがた食産業クラスター協議会運営費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	やまがた食産業クラスター協議会 (県民(農業者、食品製造業者))			
補助金等の算出方法	補助対象事業に要する経費又は 34,632 千円のいずれか低い額以内の額			
補助対象経費	当協議会の次の事業運営に要する経費 (1)コーディネーター等設置 (2)商談会等開催・出展支援 (3)優良事例顕彰・販売促進 (4)食についての情報発信			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	34,241	37,524	34,632	33,912
決算額	30,948	36,860	31,556	—
(財源)				
一般財源	23,960	34,549	29,367	—
国庫	6,988	2,311	2,189	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	30,948	36,860	31,556	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない。			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	運営費補助のため。			

(交付先との関係)

他の補助金等の有無	無	—
業務委託契約の有無	有	6次産業ビジネス・スクール展開事業他
人的関係の有無	有	県職員の退職者が団体等の役員に就任又は職員として勤務

(監査の結果)

(1) 成果指標の設定について

当補助金について、運営費補助であることを理由として成果指標が設定されていない。しかし、運営費補助であっても、補助金である以上、目的の公益性と補助の必要性があるか、補助が有効かどうかについて継続的に評価することが必要であり、その効果を測定するためには定量的な指標を目標として設定して毎年比較を行うことが重要である。

よって、県は、当運営費補助についても測定可能な成果指標を設定し、効果測定及び評価を行うことを検討されたい。【意見】

なお、団体の運営目的は一般的に1つではないため、複数の成果指標を設定し、総合的に有効性を検討することが考えられる。補助金の効果に関する県の回答においても、成果指標となる候補があり、これらを参考にされたい。

【県が当補助金について有効と考える理由】

当協議会を設立した平成18年度と平成28年度の県内総生産額を比較すると、全産業では△1,401億円だが、農水産業と食料品製造業を合わせた県内総生産額は453億円の増となっており、増加寄与率も32.3%で産業の中でトップである。また、「第2次やまがた6次産業化戦略推進ビジョン」で定める成果指標でも産地直売所販売額や農産加工所販売額などは、堅調に推移し、目標を概ね達成している。これは、当協議会のこれまでの活動が大きく寄与していると考えられる。

(2) 自立的な経営に向けた助言指導の実施について

当補助金の交付先団体の平成30年度収支決算によると、団体は県からの受託事業収入5,777千円と当補助金を財源として運営している。このうち受託事業収入は国庫を財源とする事業の運営委託で同額の事業費支出があるため、団体の運営は、実質的には100%、当補助金に依存している状況である。

団体の維持・存続について県民全体の利益に資するという公益性がある場合でも、一個の独立した団体である以上、基本的に自主性・独立性を確保し、自立的な経営を目指して活動する必要がある。また、県の立場からも、団体が自立的な経営に向けて努力することで、運営費補助の金額を抑制することができ、最少の経費で補助効果を得ることが可能となる。よって、県は、自立的な経営に向けた自主財源の確保や効率的な運営等について助言指導を行う必要がある。【意見】

なお、自主財源の確保について、「やまがた食産業クラスター協議会規約」第9条に基づき会費の徴収が考えられる。

「やまがた食産業クラスター協議会規約」より抜粋

(会費)

第9条 クラスター協議会の運営に係る経費の一部については、年会費として徴収す

ることができる。

2 会費の額等については、総会において議決する。

しかし、団体運営の独立性を妨げる可能性や会費徴収を理由とした会員流出・規模縮小により本来の目的である食産業の振興のためのクラスター形成が達成できなくなるおそれがあるため、会費徴収は困難であると県では考えている。会員の理解が得られず、会費の徴収が困難である場合には、団体が実施している事業に係る受益者から負担金を徴収することを検討されたい。

56 米需給調整推進費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	米需給調整推進費補助金
所管部課	(事業) 農林水産部県産米ブランド推進課 (交付事務) 各総合支庁農業振興課
創設年度	平成 16 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	「生産の目安」に沿った米生産が行われることにより、県産米の米価安定及び農家所得の維持向上につながる
補助対象事業の概要	県が設定する「生産の目安」に沿った米生産が行われるために、市町村が行う米の需給調整に係る事業に要する経費に対して補助を行う。
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県米需給調整推進費補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村 (各市町村及び各地域農業再生協議会)
補助金等の算出方法	定額
補助対象経費	(1) 「生産の目安」算定及び配分基準単収の設定に要する経費 (謝金、職員旅費、庁費、委託費) (2) 米の生産調整方針の作成等に関する助言・指導に要する経費 (職員旅費、庁費) (3) 米の生産調整方針の適切な運用に関する助言・指導に要する経費 (職員旅費、庁費) (4) 地域農業再生協議会の事務に要する経費 (助成金)

補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額		46,417	46,417	46,417	46,417
決算額		46,417	46,417	46,417	—
(財源)	一般財源	46,417	46,417	46,417	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数		35	35	35	—
決算額÷交付先数		1,326	1,326	1,326	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	需給調整の達成 (米の作付面積を「生産の目安」以下とする。)			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	57,275ha	56,661ha	56,666ha
	成果実績	56,800ha	56,400ha	56,400ha

(監査の結果)

(1) 定額補助の見直しについて

当補助金は平成 28 年度から平成 30 年度まで定額となっており、かつ、平成 29 年度と平成 30 年度は各市町村に対する補助額も同額となっている。これは、当該事業が過去国庫補助事業であった時には算定基礎が示されていたが、国庫補助事業ではなくなり算定基礎もなくなったため、その額で固定化したものであり、定額であることについて合理性はないものとする。

定額補助は、補助金ありきの経費支出につながる可能性があり、適切な補助対象経費の積上げにより補助金の必要額を決定し、その範囲内で金額を決定することが必要であるとする。【意見】

なお、県では新たな方法で算出することを含め、補助金額を見直すことを検討している。

(2) 補助対象経費の適切な解釈運用について

村山総合支庁管内の町において、当補助金の対象経費に、海外や東京での果樹の販売促進活動時の出張旅費を含めていた。当該出張では果樹の販売促進活動と合わせて市場調査・市場との意見交換会を行っており、町では次のとおり、米の生産調整に関連した経費であると認識している。

日時	場所	内容
11月29日～12月3日	フィリピン	市場調査、果樹販売促進活動

目的
当町では米の生産調整として、稲作から果樹への転作（生産調整）が進んできた経過がある。果樹は、国内に限らず、海外へも輸出しており、海外市場の調査、販促を通じ消費者が何を求めているか、今後の転作（生産調整）の方針を作成するにあたり、どのような施策が必要か調査し、生産調整の拡大又は適切な運用について助言・指導を行っていく。

日時	場所	内容
10月8日～10月9日	東京	市場との意見交換会、果樹販売促進活動
目的		
当町では米の生産調整として、稲作から果樹への転作（生産調整）が進んできた経過がある。国内の市場の動向も調査し、今後の転作振興、生産の目安の作成について助言を実施していく。		

しかし、補助金の目的に照らした場合、当補助金交付要綱で補助対象経費として定める「米の生産調整方針の作成等に関する助言・指導に要する職員旅費」「米の生産調整方針の適切な運用に関する助言・指導に要する職員旅費」とは、生産調整方針の作成・運用主体である米穀の生産者の組織する団体、集荷の事業を行う者の組織する団体、米穀の生産者等（農業法人、農業協同組合、生産者等）に対する助言・指導を行う場合の経費を指すものとする。

よって、果樹の販売促進・市場調査に係る旅費は、当補助金の補助対象経費として不適切と考える。県は実績報告に係る確認検査において、補助対象経費について帳簿や領収書等を1件ずつ突き合わせて内容確認等を行っているが、支出内容については、補助金の目的に照らして適切かという観点で厳格に解釈し、市町村に対して指導を行うべきである。【指摘事項】

(3) ソフトウェアの財産管理に係る条項の補助金交付要綱への追加について

置賜総合支庁管内の町において、取得価格 353,160 円の水田管理システム初期導入費用を補助対象経費として計上している。

当補助金の交付要綱によれば、市町村の長は、補助事業により取得し、又は効用を増加させた財産について、取得財産等管理台帳を備える必要があり、財産処分制限に関する条項と合わせて考慮すると、台帳整備の対象は1件 30 万円以上の機械及び器具であると考える。

平成 30 年度山形県米需給調整推進費補助金交付要綱より抜粋 (財産の管理) 第 8 条 市町村の長は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下

「取得財産」という。)について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 規則第22条第1項第2号の規定により知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加額が1件30万円以上の機械及び器具とする。

当該対象経費の内容は、機械及び器具ではなくシステム初期導入費用であるが、ソフトウェアの導入等により効用を増加させる場合には、補助事業完了後も財産として管理し、財産処分を制限することが必要であると考え。よって、県は、ソフトウェアの導入等についても、補助金交付要綱の財産処分の制限に係る条項に追加することを検討されたい。【意見】

山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月9日山形県規則第59号)より抜粋

(財産処分の制限)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で知事が指定するもの
- (3) その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

なお、当該対象となったシステム初期導入費用の内訳は、次のとおりである。

内容	金額(円)
①現行システムからのデータ変換作業	100,000
②操作指導	100,000
③セットアップ作業	82,000
④ライセンス料	45,000
⑤消費税	26,160
計	353,160

ソフトウェアについて、企業会計上も一定の要件を満たす場合には無形固定資産として資産計上するルールとなっているが、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関

する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 12 号) 第 16 項によれば、データをコンバートする費用やトレーニングのための費用は資産計上額に含めないことになっている。当該取扱いを財産処分の制限対象の計算においても適用した場合には、①②を取得価額に含めないこととなり、機械及び器具の金額基準である 30 万円を下回るることとなる。補助金交付要綱でソフトウェアに係る条項を追加する場合には、合わせて金額基準についても検討する必要がある。

「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 12 号) より抜粋

(その他の導入費用の会計処理)

16. ソフトウェアを利用するために必要なその他の導入費用については、次のとおり処理する。

(1) データをコンバートするための費用

新しいシステムでデータを利用するために旧システムのデータをコンバートするための費用については、発生した事業年度の費用とする。

(2) トレーニングのための費用

ソフトウェアの操作をトレーニングするための費用は、発生した事業年度の費用とする。

(4) 実績報告書に係る深度ある確認検査の実施について

最上総合支庁管内の町において、当事業に従事する臨時職員に対する賃金の実際支出額と補助対象経費計上額が異なるものがあった。内容は、臨時職員が複数の業務に従事しており、業務日誌に基づき当事業に従事した時間のみを集計し、当該臨時職員の時間単価を乗じて補助対象経費を算出したものであり、適切に算定されていた。

しかし、県では、確認検査時は、実績報告書と根拠書類の「補助対象経費」列に記載された金額の照合を行い、「補助対象経費」列の隣の「負担兼命令額」列との差異について理由の聞き取り等を行わなかったため、補助対象経費の算出過程を把握していなかった。

実績報告書に係る確認検査の際、領収書等の客観的な証拠書類がない賃金等の科目については、金額の根拠をより慎重に検討し、補助対象経費として適切かを確認する必要がある。【意見】

57 安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金
所管部課	農林水産部農業技術環境課

創設年度	平成 20 年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	県産農産物の安全確保の取組み、環境保全型農業の取組みを促進することにより、県産農産物の安全性水準の向上、県農業の持続性の確保、地域環境の保全等に繋がる			
補助対象事業の概要	<p>公益財団法人やまがた農業支援センターが県と連携して行う次の認証業務に要する経費に対して補助を行う。</p> <p>(1)やまがた農産物安全・安心取組認証業務 (2)有機農産物認証業務 (3)特別栽培農産物認証業務</p> <p>各種認証制度は受益者負担により運営されているが、認証取得にかかる農業者の負担軽減を目的として補助金を交付している。</p>			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県安全安心エコ農産物認証支援事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益財団法人やまがた農業支援センター (農家)			
補助金等の算出方法	定額。ただし、17,101 千円を上限とする。			
補助対象経費	上記認証業務に係る人件費及び健康診断料			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	16,665	17,374	17,102	17,235
決算額	16,523	17,156	17,065	—
(財源)				
一般財源	16,523	17,156	17,065	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	16,523	17,156	17,065	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	環境保全型農業直接支払交付金の取組面積
-----------	---------------------

目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	8,249ha	8,937ha	9,625ha
	成果実績	7,120ha	7,584ha	6,271ha

(監査の結果)

(1) 定額補助の見直しについて

当補助金は、受益者負担により運営されている各種認証制度について、認証取得にかかる農業者の負担軽減を目的とした事業費補助であるが、補助金額は、理事1名・担当職員4名の年間人件費等相当額から年間の認証審査手数料等(受益者負担額)を控除して算出されており、運営費補助に近い性質の定額補助となっている。

認証業務の実施状況(次表参照)から考慮すると、当該認証業務の審査・検査に職員以外に非常勤担当者が従事しており、その他にも認証委員会の外部委員に対する謝金・旅費、認証シール購入費等の当該業務に直接必要となる経費が発生していると考えられる。一方で、理事は当該認証業務以外にセンター全体の運営管理を所管しており、これには当該認証業務に直接的には関係しない業務が一定程度含まれると考えられる。

事業費補助金については、補助目的に照らして適切な補助対象経費を設定し、その合計額に必要な補助率を乗じる形で算出することが必要である。当該認証業務は、認証審査手数料と県補助金によって運営されているが、県補助金の算出にあたっては、理事の業務内容を精査するとともに、センター負担分を再度整理することが必要であると考えられる。

【意見】

項目	有機農産物認証業務	特別栽培農産物認証業務	やまがた農産物安全・安心取組認証業務
位置づけ	JAS法に基づく登録認証機関	県要綱に基づく第三者認証機関	県要綱に基づく第三者認証機関
平成30年度の認証状況	事業者数：13件 農家数：37人 面積：64.3ha	認証件数：428件 申請者数：11,079人 認証面積：15,110ha	団体数：39 出荷集団数：1,377 農家数：25,601人
審査手数料等(税除く)	新規認定 60,860円 年次調査 28,660円 他審査費用(旅費)	5haまで7,000円、5haを超える分70円/10a加算 (認証シール交付：大5円、小3円/毎)	基本料金 2,857円＋ (171円×出荷集団数)
業務体制	事務局担当1名 審査員7名 (職員1名、非常勤6名)	事務局担当1名 検査員17名 (職員2名、非常勤15名)	事務局担当1名 検査員6名 (職員2名、非常勤4名)
認証委員会	年3回 判定委員5名(外部委員)	年6～7回 審査委員5名(外部委員)	年1回 審査委員3名(外部委員)

認証マーク			
備考	-	環境保全型農業直接支援対策の採択要件、つや姫生産者認定の栽培要件	-

(出典：公益財団法人やまがた農業支援センター「平成30年度農産物認証業務の実施状況」)

(2) 持続可能な業務体制に係る支援について

当該認証業務に従事する常勤職員4名のうち3名は県職員の退職者である。これは、交付先が、当該業務の遂行には県技術職としての長年の経験と蓄積した知識が必須と認識しているためである。しかし、最近では当該業務の遂行に適する人材を確保することが困難になってきているとのことである。

県は、今後、事業の必要性と補助の必要性も確認しながら、当該業務を持続していくことができるよう計画的な人材育成・配置等の検討を支援する必要があると考える。【意見】

58 有機農業ネットワーク構築支援事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	有機農業ネットワーク構築支援事業費補助金
所管部課	農林水産部農業技術環境課
創設年度	平成20年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成21年度、平成23年度、平成24年度、平成25年度
補助金等の目的	有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進する
補助対象事業の概要	有機農業に対する消費者理解の促進及び生産者と消費者並びに生産者同士の交流・ネットワークの拡大を図るためのイベント「やまがたオーガニックフェスタ」の開催に要する経費に対して補助を行う。
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	平成30年度山形県有機農業ネットワーク構築支援事業費補助金交付要綱

補助金等の交付先(最終交付先)	山形県有機農業者協議会			
補助金等の算出方法	補助対象経費の2分の1以内の額と、300千円とのいずれか低い額。ただし、補助対象事業に係る参加料収入等がある場合には補助対象経費から当該収入を控除した額により算定する。			
補助対象経費	「やまがたオーガニックフェスタ」における講師等の謝金及び旅費、職員旅費、印刷製本費(パンフレット、チラシ等)、消耗品費、通信運搬費、保険料、使用料(会議室等賃借料、レンタル料等)、手数料(振込手数料)等			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	300	300	300	300
決算額	300	300	300	—
(財源) 一般財源	300	300	300	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	300	300	300	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の取組面積			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	755ha	814ha	873ha
	成果実績	713ha	709ha	602ha

(監査の結果)

(1) 成果指標の見直しについて

県は、本県の農林水産業における取組みを示す第3次農林水産業元気再生戦略(平成29年3月作成、平成31年4月見直し)において、「基本戦略4 県産農林水産物の魅力の向上と販売促進」のため、「有機農産物生産拡大・ブランド化プロジェクト」を策定している。当該プロジェクトの目標指標として「有機農業の取組面積」を設定し、取組みの一つが当補助金となっている。

そのため、当補助金の成果指標としても当該取組面積を設定しているが、当該指標とする環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の取組みが生産者にとってメリットが大きくないため、目標に対して実績が伸びていない。また、イベント開催による

消費者理解の促進や生産者等のネットワーク構築の効果が有機農業の取組面積にどの程度影響を与えるか疑問である。

補助金の成果指標として、事業の基となる基本戦略に係る目標と整合していることはもちろん必要であるが、成果指標により効果測定・評価を行うためには、補助金の効果が指標に反応する感応度を備えることが必要であると考え。当補助金はイベント運営に対する補助であり、イベントの出店、来場者数等により効果を判定することが合理的であると考え。県は補助金の成果指標として、補助金の効果が反応する指標の設定を検討されたい。【意見】

なお、当該イベントの最近5年間の開催実績は次のとおりであり、これらの定量的情報と来場者からのアンケート調査による定性的情報等により効果測定及び評価を行うことを検討されたい。

年度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
開催日	11月3日	11月3日	11月3日	11月5日	11月3日
会場	山形ビッグウィング				イオンモール天童
出店数	47団体	42団体	30団体	34団体	24団体
来場者数	3,600人	3,750人	2,760人	2,800人	1,824人

59 園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金
所管部課	(事業) 農林水産部園芸農業推進課 (交付事務) 各総合支庁農業振興課
創設年度	平成29年度
終期年度	令和2年度
補助金見直しを行った年度	平成29年度、平成30年度
補助金等の目的	園芸農業の産出額の拡大と競争力の高い経営体の育成により園芸品目の産地づくりを支援する
補助対象事業の概要	次の実施主体が行う事業について市町村が補助する場合に、当該市町村に対して補助を行う。 (1) 実施主体 農業を営む法人、農業者が組織する団体、農協同組合連合会又は農業協同組合 (2) 事業 収益性向上に係る次のいずれかの成果目標を設

	<p>定した計画を策定した事業で、当該目標の実現が見込まれるもの</p> <p>①生産コストの10%以上の削減</p> <p>②販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <p>③契約栽培の割合の10%以上増加かつ50%以上の契約割合</p> <p>④販売金額又は所得額が現状以上かつ新たな雇用を創出（労働環境設備整備のみ）</p> <p>ただし、「大規模園芸団地化計画」に基づく取り組みである場合、承認されていること</p>			
補助金等の分類	施設整備費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成30年度園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村（農業法人、農業者団体等）			
補助金等の算出方法	<p>当該事業に要する経費の3分の1以内に相当する額に、市町村が実施する支援と同等の額を加算した額。</p> <p>ただし、当該事業に要する経費の12分の5を上限とする。（「大規模園芸団地化計画」に基づく取り組みである場合、当該事業に要する経費の15分の7以内に相当する額。また、市町村が実施する支援は、当該事業に要する経費の15分の2以上の額とする。）</p>			
補助対象経費	<p>(1)栽培施設整備、機械・資材の導入、小規模な土地基盤整備、気象変動対策整備、労働環境設備整備に要する経費</p> <p>(2)栽培技術導入（技術・機械の実証、新規栽培者研修等）に要する旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等</p>			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	—	249,998	298,838	357,346
決算額	—	249,998	298,838	—
(財源)				
一般財源	—	249,998	298,838	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	22	24	—

	決算額÷交付先数	—	11,363	12,451	—
--	----------	---	--------	--------	---

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	補助対象先における事業実施年度の2年後の販売額合計			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
	目標値	—	2,037百万円	4,492百万円
	成果実績	—	1,640百万円	4,160百万円

(監査の結果)

(1) 補助金額の算出方法に係る各総合支庁の取扱いの共通化について

補助事業者が消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の課税事業者である場合、補助事業等に係る課税仕入れに伴い、消費税仕入控除税額が発生することとなる。そのため、仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、課税仕入れに係る消費税等相当額について、補助対象経費から減額する必要がある。

当補助事業の実施主体は農業者団体、農業法人、農業協同組合等であり、消費税本則課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者のいずれも補助金交付対象となっている。そのため、各総合支庁では仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、次のとおり対応している。

総合支庁	対応方法
村山	消費税込の金額により補助対象経費を算出している申請の場合、課税事業者ではないことを確認のうえ、補助金額を算出している。 (なお、平成30年度は消費税込の金額による申請はなく、全て消費税抜の金額により補助対象経費を集計し、補助金額を算出している。)
庄内	本則課税事業者については消費税抜の金額により、簡易課税事業者及び免税事業者については消費税込の金額により補助対象経費を集計し、補助金額を算出している。
置賜	
最上	

確かにいずれの方法によっても消費税仕入控除税額と補助金交付の重複は防止することができる。また、村山総合支庁の方法の場合、本則課税事業者かを確認する必要がないため事務処理を省力化でき、かつ、数多くの事業主体が当補助金を活用できる可能性がある。一方で、他の3支庁の方法による場合、農業者団体を構成する個人ごとに課税事業者か否かを確認することが必要となるが、免税事業者や簡易課税事業者等の補助金に係る仕入控除税額が発生しない事業主体が、実際に支出した金額に基づき補助を受けることができる。

以上のとおり、両者いずれの方法にもメリット・デメリットがあるが、公平性の観点

から、山形県全体として同じ対応方法により補助金額を算出するべきである。交付事務所管課である総合支庁と事業所管課である県庁所管課で協議を行い、補助金額の算出方法について共通化されたい。【指摘事項】

(2) 消費税本則課税事業者の確認結果の明記について

庄内、置賜、最上の各総合支庁では、補助金額を算出するにあたり、消費税本則課税事業者は税抜金額を、簡易課税事業者及び免税事業者は税込金額を補助対象経費としている。各事業主体がいずれのステータスになっているかは、事業実施計画承認の段階で、農業者団体を構成する農家個人ごとに市町村にヒアリングにより確認しているが、確認結果について事業実施計画書に明記されていない。

事業実施計画の承認後、入札の結果により補助対象経費は計画時から変わるため、額の確定の段階で、補助金額を必ず算出し直す必要がある。確認検査の担当者や上席者等が補助金額を確認することができるようにするためにも、例えば、事業実施計画書「4 構成員の状況」の各人別情報の記載箇所に、本則課税事業者に該当するか否かという情報を明記することが必要であると考え。【意見】

(3) 実績報告の期限内提出について

「平成 30 年度園芸大国やまがた産地育成支援事業費補助金交付要綱」第 6 条によれば、市町村は、補助事業が完了の日から起算して 30 日を経過する日又は平成 31 年 4 月 12 日のいずれか早い日までに実績報告書を県に提出する必要がある。

しかし、最上総合支庁の 3 件について事業完了日から実績報告書受理日まで 30 日を超えており、補助金交付要綱で定められた期限を過ぎた提出となっていた。

「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙）によれば、実績報告の提出期限を設定する意味は次のとおりである。

「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙） 14 実績報告より抜粋

補助事業等の交付目的に沿った適正な執行を確保するため、実績報告に係る審査等を徹底することが求められています。補助事業等が確実に執行されたことを確認する十分な書類の審査期間や現地調査の期間等を確保するため、無理のない提出期限を設定するよう留意する必要があります。

県は、補助事業等が確実に執行されたことを確認する十分な書類の審査時間や現地調査の期間等を確保するため、補助金交付要綱で定められた期限内に実績報告を提出するよう補助事業者である市町村に指導する必要がある。【指摘事項】

(4) 処分制限の対象となる財産の確認について

当補助金の交付要綱において、本事業により取得した取得価格 30 万円以上の機械及び装置は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまで処分が制限され、仮に処分する場合には県の事前承認を得たうえで補助金を一部返還することを求めることができる。また、処分制限期間の間は、県が定める様式の財産管理台帳を整備・保管することが必要である。

上記規定を受けて、県では、事業完了後の確認検査時に現物を目視確認し、実績報告審査の段階で財産管理台帳が整備されていることを確認している。また、当補助金においては、事業実施年度から 5 年間（ただし果樹等の収穫まで相当の期間を要する品目は 7 年間）の事業実施状況報告を義務づけており、補助金により導入した設備、事業の成果（販売額、所得、生産コスト等）及び市町村の評価等を毎年、県でも確認しており、処分制限の対象となる財産の状況を把握している。

しかし、当補助金の対象とする施設・設備は耐用年数が 7 年～10 年のものがあり、事業実施年度から 5 年後以降の年度については県から積極的な確認は行っていない。確かに、規定上は県からの確認等特段の手続は要求されておらず、所有者である事業主体が責任をもって財産を管理し、又は補助事業者である市町村が事業主体とともに、処分制限期間にわたり補助金交付要綱等を遵守する必要がある。

一方で、県が全く確認を行わない場合、処分制限期間内に財産が処分され又は遊休化している可能性を看過し、補助金の効果が失われてしまう結果となる可能性がある。よって、県の事務負担とのバランスを考慮した上で、定期的な利用状況の文書による確認や必要性・重要性に応じた現物調査等の実施、又は処分制限期間経過時点での確認を行うこと等を検討されたい。なお、これらの確認を実施するために、財産管理台帳の集約・データベース化などが考えられる。【意見】

(5) 各総合支庁が開発した交付事務に係るツール等の情報共有について

当補助金については、「補助金交付要綱」の他にも「実施要綱」「実施要領」「実施要領の運用について」等が整備され広範かつ詳細な規定が定められている。各総合支庁では、実施要件や補助金の算出方法等の合規性を漏れなく確認・検査するため、それぞれ独自でチェックリストやツールを作成し、交付事務を行っている。なお、監査人が個別ヒアリングで提供を受け、又は現地視察により運用を確認した資料は次のとおりである。

総合支庁	名称	内容
村山	園芸大国やまがた産地育成支援事業チェックリスト	事業計画承認の可否審査に使用。各規定の条文とともに事業内容や実施計画書、添付書類のチェックポイントや具体的な確認内容を明記している。
	園芸関係補助金に係る現地調査	確認検査に使用。入札等、契約、検査、支払、

	表（ハード）	会計処理の状況、施設・機械等調査、管理状況、財産管理台帳の有無等を記入して確認検査復命書に添付している。
置賜	補助金算定シート	消費税本則課税事業者か否かを選択することで税抜又は税込金額で自動計算し、かつ、施工費の上限等も自動計算して補助対象経費を算出するシートであり、額の確定の際に必要なに応じて使用している。
	規模決定根拠シート	機械の型式、理論作業量や1日の作業面積、作業可能日数等に基づき導入設備の必要台数を算出するシートであり、事業実施計画の添付書類として実施主体に作成してもらっている。
	事務検査チェック表	事務検査に使用。事業の進捗、入札状況等を記入し、経理状況確認調査調書に添付している。
	完成確認検査チェックシート	完成確認検査に使用。契約・工事の状況、会計処理、現地確認の状況を記入し、確認検査復命書に添付している。
庄内	確認（事務）検査チェックシート	確認検査に使用。手続、検査状況、通帳管理、事業実施に係る手続及び意思決定状況、入札等執行状況及び契約内容を確認し、完成確認検査復命書に添付している。
最上	機械導入決定根拠シート	機械の型式、作業幅・速度等に基づく実作業量と作業可能日数から必要な導入台数を算出するシートで、計画申請時に使用している。

内容を類型化すると、確認検査のためのチェックシート（調査表、チェック表）は、各総合支庁がほぼ同様のものを作成している。事業計画審査のためのツールとしては、村山総合支庁の事業計画承認用チェックリスト、置賜総合支庁の規模決定根拠シート、最上総合支庁の機械導入決定根拠シートがあり、審査の効果的な実施に有用であるが、それぞれ開発した総合支庁でのみ運用されているものである。補助金額の算定については、他の総合支庁では同様の計算を手計算で実施しているが、置賜総合支庁では必要に応じて補助金算定シートを使用し、効率化を図っている。

補助金交付に係る審査等の事務は、取り扱う総合支庁が異なっても同質・同水準の有効性が必要であるが、一方で、本庁と総合支庁との事務・権限移譲により総合支庁が担当する業務は増加しながら人員数は減少していることから、リスクを考慮してポイントを絞った効率的な事務が求められるものと考え。よって、事業を所管する本庁所管課

は、必要に応じて現在の状況に応じたリスク判断を行い、効果的かつ効率的な交付事務運営となるよう各総合支庁のノウハウやツールについて情報共有・共通化を検討されたい。【意見】

60 山形県和牛繁殖雌牛増頭事業費補助金
(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県和牛繁殖雌牛増頭事業費補助金			
所管部課	(事業) 農林水産部畜産振興課 (交付事務) 各総合支庁農業振興課			
創設年度	平成 23 年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	和牛繁殖雌牛を増頭し、「山形生まれ・山形育ち」の総称山形牛の生産を拡大することにより、国際的な経済連携の進展などに伴い激化する産地間競争を勝ち抜く競争力の高い肉用牛産業の振興を図る			
補助対象事業の概要	優良な和牛繁殖雌牛を導入し、増頭を図ろうとする意欲が高い畜産農家に対して、奨励金として交付する。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県和牛繁殖雌牛増頭事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	農業協同組合 (生産者)			
補助金等の算出方法	1 頭当たり繁殖雌牛の購入価格の 6 分の 1 以内又は 100 千円のいずれか低い額			
補助対象経費	繁殖雌牛の導入に要する経費 (家畜運搬等の諸経費を含む)			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	20,000	17,000	17,000	17,000
決算額	19,993	16,705	16,974	—
(財源)				
一般財源	19,993	16,705	16,974	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—

	交付先数	11	13	9	—
	決算額÷交付先数	1,817	1,285	1,886	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	和牛繁殖雌牛頭数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	6,320 頭	6,630 頭	6,940 頭
	成果実績	6,720 頭	7,220 頭	7,690 頭

(監査の結果)

(1) 自家保留牛に係る交付対象要件見直しの検討について

畜産農家が、自らの農場で生まれた和牛雌子牛を繁殖用雌牛とするため自家保留する場合で、かつ、当補助金を受けようとする場合、当該雌子牛を家畜子牛市場に上場し自ら落札している。

これは、「和牛繁殖雌牛増頭事業実施要領」において、「交付対象とする和牛繁殖雌牛は、家畜子牛市場に上場取引された牛であり、血統登録証明書を有するものとする。」という要件が定められているためである。

当該要件により、市場で落札され購入金額が確定し、補助金額を客観的に算出することができるようになっているのは事実である。しかし、自ら上場し自ら落札することで、市場までの運搬費や市場に対する手数料等の経費が発生しており、補助金交付要件を満たすという目的のために、優秀な血統の雌子牛により和牛繁殖牛の増頭を図ろうとする畜産農家に対する奨励金としての補助金の効果が薄まっていると考える。

県が実施している全国の同種補助金に関する調査資料によると、高知県では、自家保留を促進する取組みに対する補助金の制度があり、直近2回の県内家畜市場における和牛雌子牛平均価格等に基づいて補助金額を算出している。

他県のこうした取組みを参考にして、補助金の目的をより効果的に達成するため、自家保留牛に係る補助金交付の要件や補助対象経費の算出方法の見直しを検討されたい。

【意見】

61 山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金
所管部課	(事業) 農林水産部森林ノミクス推進課 (交付事務) 各総合支庁森林整備課

創設年度	平成 22 年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	平成 25 年度、平成 27 年度			
補助金等の目的	住宅建築分野における県産木材の需要拡大を図ることにより、県内の森林資源の循環利用促進及び木材関連産業の活性化に資する			
補助対象事業の概要	やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材（A材）を基準値（延べ床面積×0.1）以上使用した新築の住宅の施主に補助金を交付する。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	建築主			
補助金等の算出方法	定額（20 万円）			
補助対象経費	-			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	28,700	29,000	22,000	18,000
決算額	28,700	29,000	22,000	-
(財源)				
一般財源	28,700	29,000	22,000	-
国庫	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
交付先数	163	159	110	-
決算額÷交付先数	176	182	200	-

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	県内の木材需要に対する県産木材（A材）の供給割合			
目標値及び成果実績		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標値		-	-	-
成果実績		76.6%	77.2%	67.5%

(監査の結果)

該当なし。

62 公募型支障木伐採事業費補助金

(補助金等の概要)

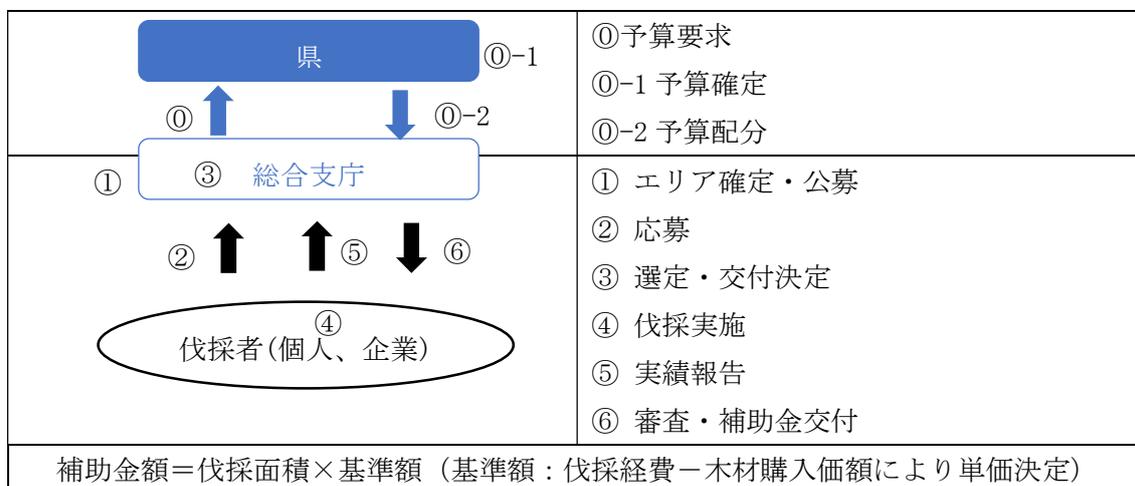
補助金等の名称	公募型支障木伐採事業補助金			
所管部課	(事業) 県土整備部河川課 (交付事務) 各総合支庁河川砂防課			
創設年度	平成 19 年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	平成 20 年度～平成 22 年度、平成 24 年度～平成 30 年度			
補助金等の目的	河川区域内における支障木伐採利用者の条件悪地に係る伐採利用に要する経費の一部支援			
補助対象事業の概要	支障木伐採利用事業の条件悪地での伐木・集積及び搬入路整正に要する経費			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度県管理の河川区域内における支障木伐採利用に係る事業補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	個人 9 名、団体 1 組、法人 3 社 計 13 先			
補助金等の算出方法	伐採面積 100 m ² 当たりの伐採量等により定める下表の基準額に伐採面積を乗じて得た額以内の額			
	100 m ² 当たりの伐採量	基準額 (1 m ² 当たり)		
	0.6 m ³ 未満	160 円		
	0.6 m ³ 以上 0.7 m ³ 未満	150 円		
	0.7 m ³ 以上 0.8 m ³ 未満	140 円		
	0.8 m ³ 以上 0.9 m ³ 未満	130 円		
	0.9 m ³ 以上 1.0 m ³ 未満	120 円		
	1.0 m ³ 以上 1.1 m ³ 未満	111 円		
	1.1 m ³ 以上 1.2 m ³ 未満	91 円		
	1.2 m ³ 以上 1.3 m ³ 未満	81 円		
	1.3 m ³ 以上 1.4 m ³ 未満	73 円		
	1.4 m ³ 以上 1.5 m ³ 未満	71 円		
	1.5 m ³ 以上	61 円		
補助対象経費	条件悪地での伐木・集積及び搬入路整正に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	12,199	8,728	11,191	20,500

	決算額		11,473	8,683	11,086	—
	(財源)	一般財源	11,473	8,683	11,086	—
		国庫	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—
	交付先数		9	10	13	—
	決算額÷交付先数		1,274	868	852	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	伐採を公募する河川区域や繁茂の程度は毎年変わり現場条件が常に一律ではないため、応募者側の判断で応募が見送られる場合があることから、補助金単位での目標は設定しない。			

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 実績報告における収支報告書添付の徹底

村山総合支庁（北村山地域振興局）、庄内総合支庁において、交付先の実績報告書に収支報告書が添付されておらず、したがってこれに係る調査が行われていなかった。

この点、補助金交付要綱第 12 条（実績報告）では、事業実績報告書と合わせ、「別に定める関係書類」を提出することを求めているが、当該関係書類が何を指しているか規定等は存在せず不明確である。

(実績報告)

第 12 条 支障木伐採利用者の代表者は、事業が完了したときは、その日から起算して 20 日を経過した日又は平成 31 年 4 月 10 日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（別記様式第 7 号）と別に定める関係書類を、知事に提出しなければならない。

一方、補助金交付要綱第 11 条（検査等）、第 13 条（補助金の額の確定）、および第 16 条（補助事業の経理等）において会計帳簿の整備、保存を前提としている。

(検査等)

第 11 条 知事は、補助金の交付の適正を期するため必要があるときは、支障木伐採利用者の代表者に報告を求め、又は職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告に係る伐採利用の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支障木伐採利用者の代表者に対して、補助金確定通知書（別記様式第 8 号）により通知するものとする。

2 知事は、前項の審査にあたり、必要があるときは、支障木伐採利用者の代表者に対して報告を求め、又は職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告にかかる事業が適正に行われたかどうか調査することがある。

(補助事業の経理等)

第 16 条 支障木伐採利用者の代表者は、補助事業についての会計帳簿を備え、事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。この場合、他の経理と区分して行うか又は内容表示等をもって行うかは選択できるものとする。

2 支障木伐採利用者の代表者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の会計帳簿とともに補助事業の完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

以上より、県は補助金交付要綱に収支報告書の提出が必ず行われるよう改訂し、収支報告書の適時適切な調査を確実にを行い、補助金が適正に使用されていることを確かめるべきである。あわせて、補助金交付要綱第 11 条（検査等）、第 13 条（補助金の額の確定）第 2 項の県職員による帳簿書類の検査に関する「必要があるとき」という曖昧な表現についても修正すべきである。【指摘事項】

(2) 補助金の効果測定の必要性について

現時点、効果測定が行われていない補助金である。これについて、県は「伐採を公募する河川区域や繁茂の程度は毎年変わり現場条件が常に一律ではないため、応募者側の判断で応募が見送られる場合があることから、補助金単位での目標を設定しない。」と回答している。

一方で、当補助金の公益性は、交付先に対するもののほか、支障木の伐採による近隣住民に対する安全確保という側面にもあると考える。

県は、実質的な効果測定を継続して行うことにより補助金による経済効果を明確にし、さらに総合支庁ごと複数年度における傾向を分析することにより有効な予算配分に活用していく必要があるものとする。【意見】

参考までに、監査人は業務委託で同事業を実施した場合に比してどれほど少ない経費で同一の伐採を行うことができたのかを当補助金の経済効果と考え、これに係る平成30年度の分析結果を以下に記載する。

表：公募型支障木伐採事業補助金による経済効果

	置賜	西置賜	北村山	庄内	計
A 補助金額（千円）	2,658	1,951	2,000	4,476	11,086
B 業務委託の場合の 推定委託料(千円)(※)	8,040	10,686	8,750	18,200	45,676
補助金による効果 C=B-A	5,382	8,735	6,750	13,724	34,590
D 伐採面積（㎡）	18,600	19,000	12,500	30,745	80,845
単位面積あたり効果 C/D（円/㎡）	289	459	540	446	427

(※)各総合支庁所管課が、同面積を業務委託したと仮定した場合の積算又は近隣での実際の業務委託費をもとに算定を行った金額である。

63 保安施設検査業務費補助金

(補助金等の概要)

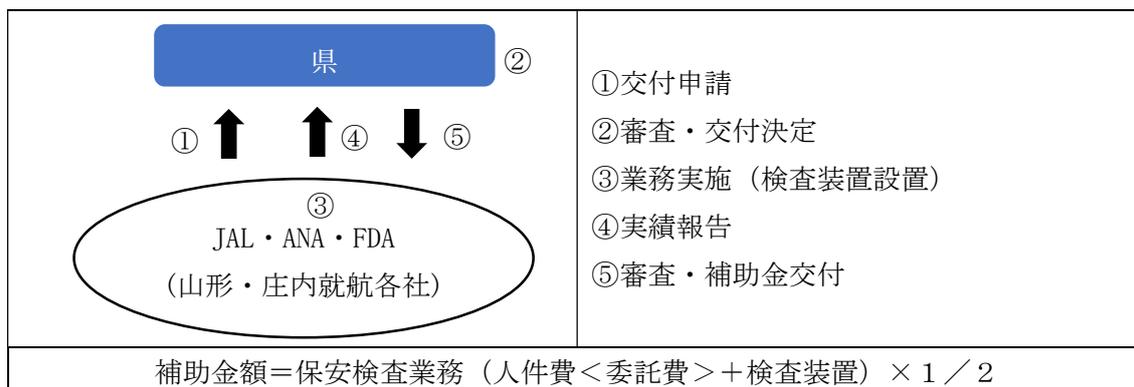
補助金等の名称	保安施設検査業務費補助金
所管部課	県土整備部空港港湾課
創設年度	平成18年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	山形空港及び庄内空港における搭乗者の安全を図

	るため			
補助対象事業の概要	日本航空、フジドリームエアラインズ、全日本空輸が実施する保安施設検査業務及びこれに要する検査装置更新に係る経費			
補助金等の分類	施設整備費補助、その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県空港保安施設検査業務費等補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	日本航空、フジドリームエアラインズ、全日本空輸			
補助金等の算出方法	補助対象経費の 2 分の 1 の額、または予算額のいずれか低い額			
補助対象経費	(1)保安施設検査業務に従事する職員の人件費 (2)空港に設置している検査装置を購入、設置するための経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	53,778	61,993	62,345	75,620
決算額	53,575	61,639	61,465	—
(財源)				
一般財源	53,575	61,639	61,465	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	3	3	3	—
決算額÷交付先数	17,858	20,546	20,488	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	ハイジャック件数		
目標値及び成果実績	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値	0	0	0
成果実績	0	0	0

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 補助金の効果測定における成果指標の検討

当補助金は終期が設定されていない補助金であるが、その成果指標について県はハイジャック件数としている。ハイジャック件数は起こる可能性が極めて低い指標と考えられ、補助金の効果測定のための成果指標として相応しいか疑問が残る。

この点、県は「国土交通省からの要請に基づき空港管理者として補助を行っており、事業目的や現在の世界情勢など勘案して起こりうるものとして対応が求められるため、成果指標として適当」と考えている。

監査人としては、国からの要請であるか否かにかかわらず、県単独事業である以上、補助金の効果に係る成果指標の設定が必要と考える。当補助金の成果指標としてハイジャック件数0とすることは究極目標と考えられるが、当補助金の対象は空港における保安検査に係る事業であることから、搭乗者に対する検査実績やそれによる危険物の検出実績など、補助対象事業に直接関連し把握可能な数値に基づく指標もあわせて把握し分析することが望ましいと考える。【意見】

64 がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金

(補助金等の概要)

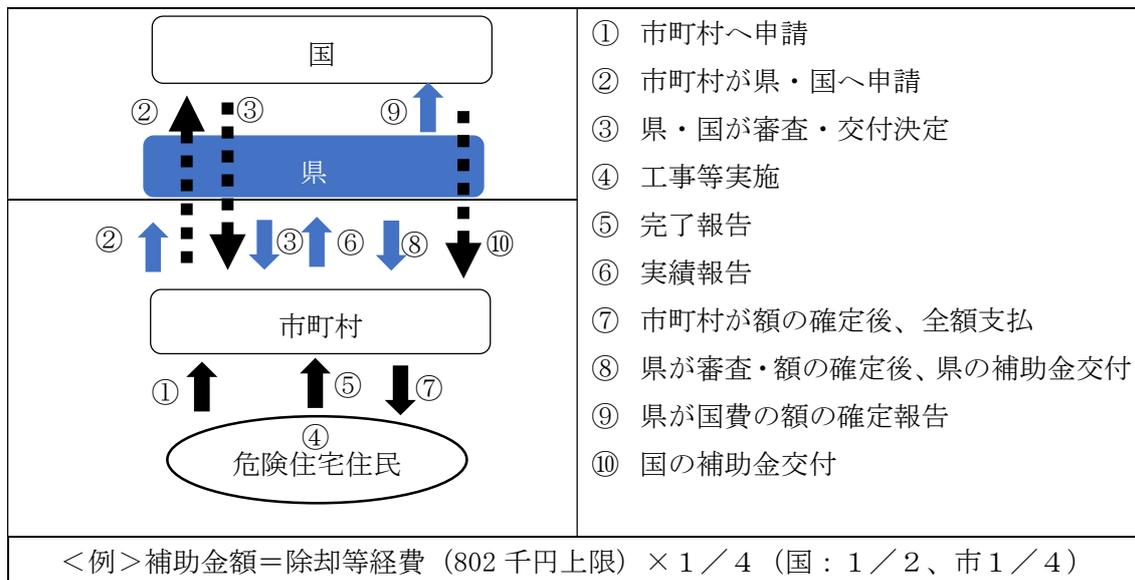
補助金等の名称	がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金
所管部課	県土整備部建築住宅課
創設年度	昭和 49 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成 30 年度
補助金等の目的	市町村ががけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者に補助金を交付する場合に市町村に

	補助金を交付する			
補助対象事業の概要	①国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき社会資本整備総合交付金の交付対象となる事業 ②移転先が知事が指定した土砂災害警戒区域内である場合の危険住宅除却事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村（住宅所有者）			
補助金等の算出方法	別表に掲げる補助対象額の欄に定める額に、同表の補助率の欄に定める率を乗じて得た額以内			
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 危険住宅の除却等に要する経費 危険住宅に代わる住宅の建設、購入に要する経費 			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	2,596	3,075	801	4,717
決算額	2,596	3,075	801	—
(財源)				
一般財源	2,596	3,075	801	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	4	6	3	—
決算額÷交付先数	649	512	267	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	なし			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		—	—	—
成果実績		—	—	—
成果目標を設定していない理由	個人の移転の意向が基本となるため			

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 移転未了物件数の把握と危険住宅に係るリスク管理の必要性

効果測定が行われていない補助金ではあるが、国、都道府県、市町村および住民が関わる案件であり、主な管理主体は市町村である。県としては、主な管理主体である市町村の申請に対し不備なければ補助する立場にある。

現在の移転未了物件数を正確に把握することが望ましいが、昨今の環境変化を考慮すると、土砂災害特別警戒区域の区域外でも危険な住宅も存在している。今後、当補助金の範囲が土砂災害警戒区域にまで広がった場合をあらかじめ想定した対象物件の把握分析や、これに伴い必要となる予算の試算など県として実施可能なリスク管理を行っていく必要があると考える。【意見】

65 住宅リフォーム総合支援事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	住宅リフォーム総合支援事業費補助金
所管部課	県土整備部建築住宅課
創設年度	平成23年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成24年度、平成27年度～平成30年度
補助金等の目的	住宅の質の向上及び住宅投資の波及効果による県内経済の活性化を図るとともに、人口減少対策及び空き家対策と融合した住まいづくりを推進する

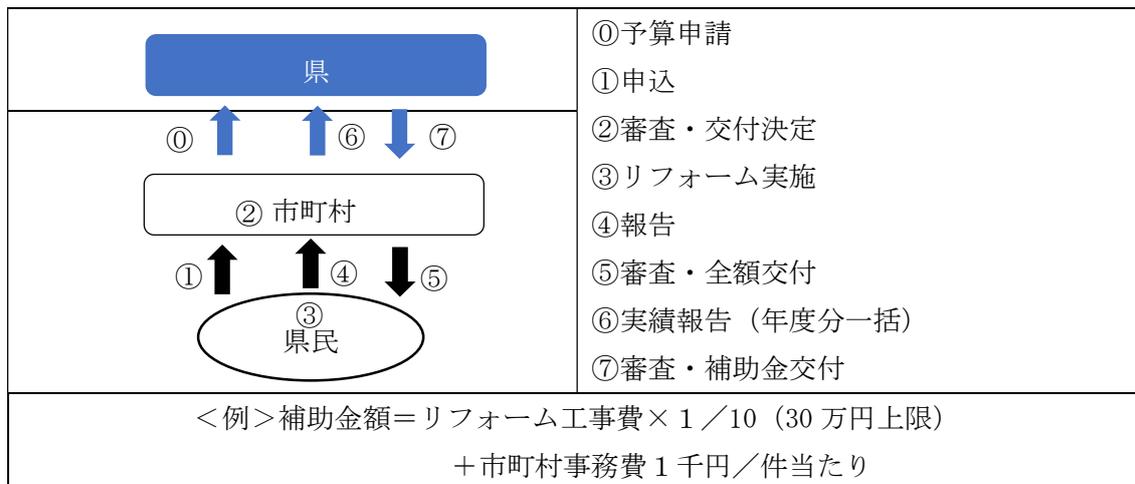
	ため 地震発生時における住宅の被害軽減を図るため				
補助対象事業の概要	市町村が住宅等の①リフォーム等工事②耐震改修工事を行う者に対して補助金を交付する場合において市町村に補助金を交付する				
補助金等の分類	その他事業費補助				
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県住宅リフォーム総合支援事業費補助金交付要綱				
補助金等の交付先(最終交付先)	市町村（住宅所有者）				
補助金等の算出方法	①リフォーム等工事に要する費用の 10 分の 1 の額または 20 万円(または 30 万円)のいずれか低い額、ほか ②耐震改修工事に要する費用の 4 分の 1 の額または 40 万円のいずれか低い額				
補助対象経費	リフォーム等工事費用、耐震改修工事費用				
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
予算額	672,840	674,400	614,628	599,958	
決算額	619,714	618,204	561,244	—	
(財源)	一般財源	619,714	618,204	561,244	—
国庫	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	
交付先数	35	35	35	—	
決算額÷交付先数	17,706	17,662	16,035	—	

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	住宅リフォーム市場規模			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		426 億円	432 億円	438 億円
成果実績		366 億円	487 億円	509 億円

達成すべき成果指標	三世帯同居・近居リフォーム補助件数（累計）			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		—	1,100 件	1,400 件
成果実績		728 件	1,050 件	1,350 件

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 補助金交付の除外要件に関する必要性について

当補助金は、市町村が県民に対してリフォーム等工事費に対する補助金を交付する場合に、県がその市町村補助金を一部負担するためのものである。したがって、市町村補助金を前提とした補助金と考えられるが、補助金交付要綱に県補助金等の適正化に関する規則第6条の2で定める「補助金等の交付の除外要件」いわゆる暴力団排除の条項が規定されていない。また、サンプルで入手した山形市の同補助金についても、「山形市補助金等の適正化に関する規則」(昭和52年3月30日規則第10号)では同条項が規定されているが、補助金交付要綱および申込関連資料には、当該規定その他の明記はなかった。

(補助金等の交付の除外要件)

第6条の2 知事は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの
- (3) 法人でその役員のうちに前2号のいずれかに該当する者のあるもの

当補助金は間接補助であり直接の申請者は市町村ではあるが、最終受益者が不特定多数の個人であることを考慮すると、県の補助金交付要綱において、申請者だけでなく最終受益者も対象に加えたうえで、認定の除外要件である暴力団排除の規定を追加することを検討されたい。また、当補助金の入口と考えられる市町村補助金の交付認定は市町

村により行っていることを考慮すると、県は、市町村の補助金交付要綱及び申込関連資料にも明記することを指導する必要があると考える。【意見】

(2) 補助金の現地調査に関する網羅性の検討

県による現地調査は、担当者複数人が各総合支庁に赴き市町村が持参した疎明資料を閲覧しているとのことだった。これを2月に実施しているため、毎年2～3月分の交付先について抽出調査の対象から漏れていることとなる。

補助金が適切に使用されていることを確かめるために、翌年度調査時であっても前年度2～3月分を合わせて抽出調査の対象としてフォローすることが望ましいと考える。

【意見】

66 山形の家づくり利子補給補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形の家づくり利子補給補助金
所管部課	県土整備部建築住宅課
創設年度	平成14年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成18年度、平成21年度、平成23年度、平成27年度、平成29年度、平成30年度
補助金等の目的	県民の県産木材の利用促進及び人口減少対策と融合した住まいづくりの推進に資するため
補助対象事業の概要	県産木材を使用し、耐久性、省エネルギー性能及び耐雪性等を有する住宅を建設する資金を金融機関から借り入れる者に対し利子補給金を交付する
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	平成30年度山形の家づくり利子補給金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	住宅建築または購入により借り入れする県民
補助金等の算出方法	下記融資金額の借入金残高に応じ、借入金残高に対して0.5パーセントの割合で計算した額以内の額
補助対象経費	住宅建設等に要する資金融資またはフラット35等のうち、住宅の建設工事等に要する額かつ、融資金額が2,500万円(三世代同居型は3,000万円)以下であるときの借入利息

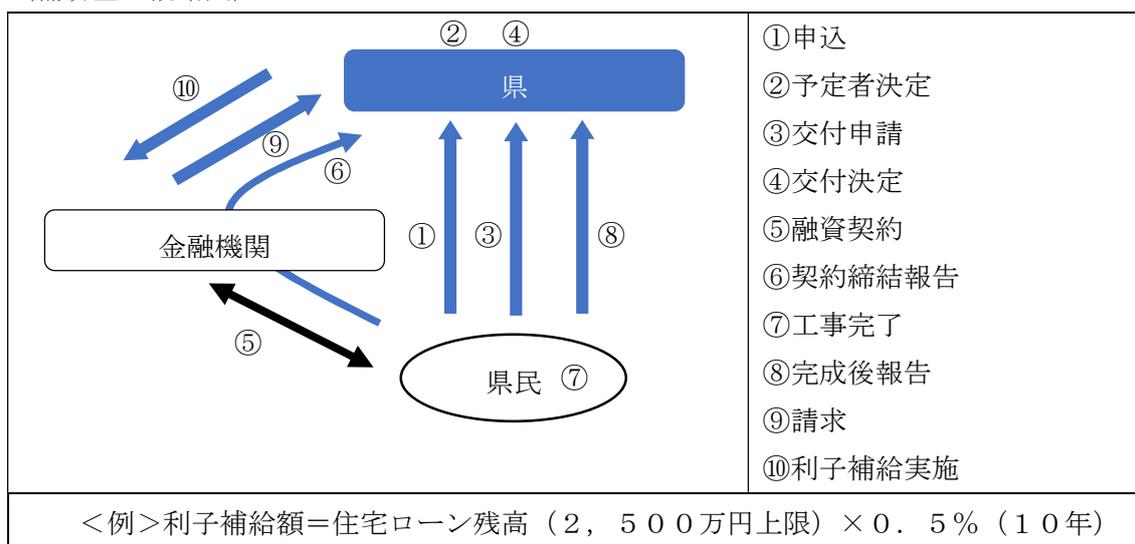
補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額		227,862	219,420	208,795	212,493
決算額		227,370	218,969	208,240	—
(財源)	一般財源	227,370	218,969	208,240	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数		2,142	2,247	2,364	—
決算額÷交付先数		106	97	88	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	JAS 製品の出荷量			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	39,400 m ³	50,800 m ³	62,200 m ³
	成果実績	30,000 m ³	60,000 m ³	77,000 m ³

達成すべき成果指標	新築住宅(持家)に占める省エネ性能の高い住宅割合			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	24%
	成果実績	—	—	25%

(補助金の概略図)



(監査の結果)

(1) 低割合区分の補助事業に係る予算の柔軟かつ有効な利用の検討

当補助金は、平成 30 年度後期分（9 月から 2 月）より新しい制度にて運用している（次表参照）。

表：平成 30 年度後期 利子補給の対象となる住宅

	県産木材多用型	寒さ対策・断熱化型	子育て支援型（三世代・近居）	移住促進型	子育て支援型（一般）	耐震建替型
県産木材の使用割合等	100%かつ15㎡以上	50%以上			70%以上	
耐久性基準・省エネ基準	○	○	○	○	○	○
世帯要件	—	—	三世代同居又は近居	県外からの移住世帯	子育て世帯	—
その他の基準	—	やまがた健康住宅認証	床面積165㎡以上（三世代のみ）	—	—	旧耐震住宅の解体
利子補給対象額の上限	2,500万円				1,500万円	
利子補給率	0.5%				0.4%	
利子補給額	最大約100万円（上限10万円/年×10年間）				最大約50万円（上限5万円/年×10年間）	
募集戸数（平成31年度通年募集戸数）	35戸（110戸）				80戸（160戸）	

令和元年度においても同様の制度にて運用しているが、高割合の区分は早くに募集戸数の110戸達成しており、低割合の区分は11月時点でも募集戸数の50%あまりしか達していない。もし補助金実績が予算未達となることでその後の補助金予算の削減に繋がってしまうと、県民の利益に反するおそれがある。

判断は難しいかもしれないが、予算内であれば区分間での柔軟な運用も許容されるのではないかと考える。【意見】

67 むらやま子育てサポートふれあい体験事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	むらやま子育てサポートふれあい体験事業費補助金
所管部課	村山総合支庁子ども家庭支援課
創設年度	不明
終期年度	未設定

補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	近い将来子育てを担う高校生が乳幼児やその親とのふれあい交流を通じて結婚観・家庭観を醸成することにより、将来の子育ての不安感の軽減を図るとともに、子育て支援体験を通して保育の仕事を志す人材の育成につなげることを目的とする。			
補助対象事業の概要	高校生を対象とした子育て体験及び子育て支援体験事業の実施。			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度むらやま子育てサポートふれあい体験事業費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	子育て支援団体			
補助金等の算出方法	下記基準額と、実支出額から寄付金その他収入額を控除した額を比較して少ない額			
	実施グループ数	金額		
	1 グループ	26,000 円		
	2 グループ	41,000 円		
	3 グループ	56,000 円		
	4 グループ	70,000 円		
補助対象経費	事業実施に必要な経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	252	217	263	230
決算額	252	217	263	—
(財源)				
一般財源	252	217	263	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	4	5	5	—
決算額÷交付先数	63	43	52	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	なし			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		—	—	—
成果実績		—	—	—
成果目標を設定していない理由	結婚観・家庭観の醸成や子育てへの安心感を高め			

	ること等を目的とした事業であり、成果の測定は困難であるため
--	-------------------------------

(監査の結果)

(1) 補助金交付要綱への仕入控除税額の確認に関する条項の追加について

補助事業者が消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の課税事業者である場合、補助事業等に係る課税仕入れに伴い、消費税仕入控除税額が発生することとなる。そのため、仕入控除税額と補助金交付が重複しないよう、課税仕入れに係る消費税等相当額について、補助対象経費から減額する必要がある。

県では、「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙）で、補助金交付要綱上、交付申請や実績報告、消費税及び地方消費税の申告後の各段階で、補助金に係る消費税仕入控除税額の報告を求める条項を規定することを注意喚起している。

当補助金の交付要綱には、交付申請や実績報告の段階での確認条項は記載されているが、消費税及び地方消費税の申告後の段階で報告を求める条項が記載されていない。

<p>「県単独補助事業に係る補助金交付要綱の作成における留意事項について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知別紙）18 その他より抜粋</p> <p>【規定例】</p> <p>（消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）</p> <p>第〇条 補助事業者等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した補助事業者等については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第△号により速やかに知事に報告しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。</p>
--

当補助金の実際の交付先を確認したところ、課税事業者と考えられる交付先も存在するため、仕入控除税額と補助金交付の重複を防止するため、補助金交付要綱に「消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還」に係る条項を追加することを検討されたい。【意見】

68 山形県離島航路補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県離島航路補助金
---------	------------

所管部課	庄内総合支庁			
創設年度	平成6年度			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	離島航路の維持改善を図り、もって離島住民の生活の安定と福祉の向上に資する。			
補助対象事業の概要	酒田市が離島航路整備法に基づき実施する、酒田と飛島を連絡する離島航路事業			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	離島振興法 平成30年度山形県離島航路補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	酒田市			
補助金等の算出方法	次に定める方法により査定した欠損額から前年度国が交付する国庫補助額を差し引いた額又は20,160千円のいずれか低い額 「欠損額の査定方法」 (1) 国が前年度に実施した国庫補助航路事業の監査により算出した欠損額 (2) 知事が(1)のほかに特に必要と認め査定した額			
補助対象経費	補助金等の算出方法を参照			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	19,840	19,920	20,160	20,080
決算額	19,840	19,920	20,160	—
(財源)				
一般財源	19,840	19,920	20,160	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	19,840	19,920	20,160	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成28年度	平成29年度	平成30年度
目標値		—	—	—
成果実績		—	—	—
成果目標を設定していない理由	対象年度欠損額への補助であるため。			

(監査の結果)

(1) 成果指標の設定について

現状、対象年度欠損額への補助であるということで成果指標の設定及び効果測定につき該当がない旨の回答を受けている。この点、当航路は国の「地域公共交通確保維持改善事業」から支援を受けており、その場合「酒田～勝浦航路確保維持協議会」自らが毎年事業評価を行うことが求められている。

当該事業評価の中では旅客人数の目標と実績及び達成状況の分析、今後の改善事項等が記載されており、これらを参考に当補助金についても成果指標を設定することが望ましい。【意見】

なお、平成 30 航路年度（平成 29 年 10 月～平成 30 年 9 月）の事業評価での目標設定、成果実績及び分析は下記のとおりである。

成果目標：旅客人数	分析
目標値：22,521 人 実績値：23,298.5 人 達成率：103.5%	旅客人数の増加は、テレビCMによる告知の実施、子ども無料キャンペーンの実施期間拡張、好天による就航数増が要因と考えられる。

69 山形県県産貝類安全対策事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県県産貝類安全対策事業費補助金
所管部課	庄内総合支庁
創設年度	平成 16 年度
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	平成 29 年
補助金等の目的	食中毒や貝毒の危険性がある県産貝類の食の安全性の確保及びブランドの維持のため、検査実施の必要性がある。
補助対象事業の概要	山形県漁業協同組合が実施する県産貝類安全対策事業が対象である。
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	平成 30 年度山形県県産貝類安全対策事業費補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	山形県漁業協同組合
補助金等の算出方法	補助対象経費の 3 分の 1 以内の額とする。
補助対象経費	上記補助対象事業における、海水モニタリング検

	査費、貝毒検査費、ノロウィルス検査費等が補助対象経費である。			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	344	360	367	367
決算額	344	360	367	—
(財源)				
一般財源	344	360	367	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	344	360	367	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	県産イワガキとイガイによる食中毒事件の発生件数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		0	0	0
成果実績		0	0	0

(監査の結果)

該当なし。

70 新聞を活用した教育活動への支援事業補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	新聞を活用した教育活動への支援事業補助金
所管部課	教育庁総務課
創設年度	平成 29 年
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	郷土愛の醸成を主な目的とし、併せて読解力の向上、教育格差の是正を図るもの
補助対象事業の概要	県内の市町村が、市町村立小中学校（義務教育学校を含む）において、小学校にあっては5学年及び6学年、中学校にあっては1学年から3学年までを対象とし、新聞を活用して郷土愛の醸成、読解力の向上等に資する教育活動を推進する事業

補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	新聞を活用した教育活動への支援事業補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	県内市町村			
補助金等の算出方法	新聞購読料実支出額の 1/2			
補助対象経費	新聞を活用して郷土愛の醸成、読解力の向上等に資する教育活動に取り組む各学級に新聞 1 紙を 9 か月以内の期間配置するために要する新聞の購読料			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	—	8,497	10,014	12,285
決算額	—	8,497	10,014	—
(財源)				
一般財源	—	8,497	10,014	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	—	32	34	—
決算額÷交付先数	—	265	294	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	全国学力・学習状況調査において、①地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある、②授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会があった、と回答した児童生徒の割合			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		—	対前年比増	対前年比増
成果実績		—	①67.4%(小) 66.0%(中)	①67.9%(小) 66.6%(中)
			②73.0%(小) 57.6%(中)	②76.3%(小) 75.8%(中)

(監査の結果)

該当なし。

71 山形県指定文化財管理費補助金
(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県指定文化財管理費補助金			
所管部課	教育庁文化財・生涯学習課			
創設年度	不明			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	県指定文化財の適正な維持管理を図るもの			
補助対象事業の概要	<p>(1) 建造物に設置した自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検等事業</p> <p>(2) 建造物等の維持管理のための差し茅、防虫及び雪降し等の小修理事業</p> <p>(3) 荒廃等の危機にさらされている名勝等庭園、天然記念物及び民家の屋敷構え等の適正な環境を維持するための防虫、殺虫、施肥、剪定等整備事業</p>			
補助金等の分類	その他事業費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	<p>山形県文化財保護条例</p> <p>山形県指定文化財管理費補助金交付要綱</p>			
補助金等の交付先(最終交付先)	県指定文化財の所有者又は管理団体(市町村を除く)			
補助金等の算出方法	補助対象事業の実施に要する経費の1/3以内			
補助対象経費	<p>(1) 自動火災報知設備保守(消防機関へ通知する火災報知設備を含む)・消火設備・避雷設備等の保守点検等に要する経費</p> <p>(2) 建物等の維持管理のために行う小修理等に要する経費、雪害等による不測の事態を回避するために行う雪降し・除雪等の作業に要する経費</p> <p>(3) 名勝等庭園、天然記念物の荒廃等防止及び民家の環境整備に要する経費</p>			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	2,634	1,161	1,058	1,041
決算額	1,952	799	669	—
(財源) 一般財源	1,952	799	669	—
国庫	—	—	—	—

	その他	—	—	—	—
	交付先数	13	9	8	—
	決算額÷交付先数	150	88	83	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	文化財保護を目的としているため			

(監査の結果)

該当なし。

72 山形県中学校体育連盟補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県中学校体育連盟補助金
所管部課	教育庁スポーツ保健課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	毎年度実施
補助金等の目的	本県中学校におけるスポーツの競技力の向上を図るもの
補助対象事業の概要	東北中学校体育大会又は全国中学校体育大会その他の全国的な規模の競技会に係る選手強化事業及び選手派遣事業
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県中学校体育連盟補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	山形県中学校体育連盟
補助金等の算出方法	(1) 東北及び全国大会トップ強化事業 補助対象経費の実支出額又は 2,740 千円のいずれか低い額 (2) 中学校スポーツ強化基礎づくり事業 補助対象経費の実支出額又は 1,260 千円のい

	<p>ずれか低い額</p> <p>(3) 全国中学校駅伝大会強化事業 補助対象経費の実支出額又は 200 千円のいずれか低い額</p> <p>(4) 東北及び全国大会選手派遣事業 次の算式により算出した額又は 4,064 千円のいずれか低い額</p> <p>【算式】 東北中学校体育大会に係る正規の登録メンバーの人数×3,000 円+全国中学校体育大会・その他全国的な規模の競技会に係る正規の登録メンバーの人数×4,000 円</p>			
補助対象経費	<p>(1) 東北及び全国大会トップ強化事業 旅費（交通費、宿泊費）、報償費、役務費及び会場使用料、傷害保険料</p> <p>(2) 中学校スポーツ強化基礎づくり事業 旅費（交通費、宿泊費）、報償費、役務費及び会場使用料、傷害保険料</p> <p>(3) 全国中学校駅伝大会強化事業 旅費（交通費、宿泊費）、報償費、役務費及び会場使用料、傷害保険料</p> <p>(4) 東北及び全国大会選手派遣事業 出場選手（マネージャーを含む）のうち正規の登録メンバーの宿泊費</p>			
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額	17,563	8,515	8,264	8,156
決算額	17,209	8,515	8,212	—
(財源)				
一般財源	17,209	8,515	8,212	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	17,209	8,515	8,212	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
目標値		—	—	—

	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	スポーツを通じた生徒の健全育成が目的であるため			

(監査の結果)

(1) 補助金交付の効果測定に係る成果指標の設定の検討について

補助金交付による効果を測定するためには、具体的な成果指標を設定する必要がある、当該指標の設定により、補助金交付の有効性や必要性の検証が可能となる。

当補助金については、具体的な成果指標は特に設定していない。県では、当補助金は、本県中学校におけるスポーツを通じた健全育成が主目的であることから、山形県高等学校体育連盟補助金のように、達成すべき成果指標として全国大会等の入賞者数を設定することは、補助効果を測定するための成果指標としては馴染まないと考えている。

しかし、補助金交付による費用対効果を重視する観点からは、原則として補助効果測定のための成果指標を調査・設定し、補助金交付による効果の把握に努める必要がある。

県は、補助金の交付により補助目的が達成又は推進されたことを具体的に示す成果指標を設定する、あるいは直接の補助効果を把握することは困難であっても、間接的・部分的に補助効果を示すと考えられる成果指標を設定し、補助金交付の有効性・必要性について検証していくことが望ましい。

例えば、山形県高等学校体育連盟補助金同様、全国大会等の入賞者数といった定量的指標を用いること、または当補助金の最終受益者となる生徒や指導者を対象としたアンケート調査を実施することにより、当補助金による満足度を測定し、その結果を定性的指標として用いることなどについて検討されたい。【意見】

(2) 交付申請時に添付する収支予算書の作成指導について

当補助金の交付申請時に添付された補助事業ごとの収支予算書と、実績報告時に添付された補助事業ごとの収支精算書について、中学校スポーツ強化基礎づくり事業及び全国中学校駅伝大会強化事業で、当初予算額と決算額が大きく乖離していた。

県の説明によれば、一部種目で当初想定していた事業に要する経費と実支出額に大きく開きがあったこと、予算設定時の宿泊費・交通費の単価設定や人員設定が曖昧であったことが原因とのことである。

これらの事業に対する補助金交付額は、いずれも補助上限額が設定されており、上限額を上回る部分については、山形県中学校体育連盟の自主財源又は生徒の自己負担金等で賄われているため、実際支給された補助金額に影響はない。

しかし、実現可能性の低い予算設定は、事業の進捗状況の把握を困難にするだけでなく、予算実績差異分析にあたり、有用な情報を提供することができず、予算作成の意義が失われてしまう。

県は、交付先に対し、交付申請時に添付する収支予算書の作成について、より確度あ

る情報に基づき作成するよう指導していく必要がある。【意見】

(3) 軽微な変更の判定基準の補助金交付要綱への記載について

中学校スポーツ強化基礎づくり事業及び全国中学校駅伝大会強化事業の決算額について、事業ごとにみれば、いずれも予算設定時の補助事業に要する経費の10分の2を超える増減となっている。しかし、交付先から事業計画変更承認申請書の提出はなされていない。これは、当補助金の補助対象事業全体としてみれば、補助事業の10分の2を超える増減とはなっていないことが理由であると推察され、これ自体に何ら問題は無い。

補助金交付要綱第4条第1項に定める軽微な変更に関するか否かの基準となる「補助事業に要する経費の10分の2」という値が、補助対象事業全体として判定すべきものなのか、補助対象となる事業ごとに判定すべきものなのか、補助金交付要綱の記載からは明らかでない。

県は、軽微な変更に関するか否かの判定について、補助対象事業全体として判定するのか、あるいは補助対象となる事業ごとに判定するのかについて、補助金交付要綱へ明確に記載する必要がある。【意見】

73 山形県高等学校体育連盟補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県高等学校体育連盟補助金
所管部課	教育庁スポーツ保健課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	毎年度実施
補助金等の目的	本県高等学校におけるスポーツの競技力の向上を図るもの
補助対象事業の概要	東北高等学校体育大会又は全国高等学校体育大会その他の全国的な規模の競技会に係る選手強化事業及び選手派遣事業
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県高等学校体育連盟補助金交付要綱
補助金等の交付先(最終交付先)	山形県高等学校体育連盟
補助金等の算出方法	(1) 全国大会派遣事業 次の算式により算出した額又は8,983千円のいずれか低い額

	<p>【算式】 全国高等学校総合体育大会・全国高等学校競技別選手権大会（県外開催のもの）に係る正規の登録メンバーの人数×13,050円＋全国高等学校定時制通信制体育大会に係る正規の登録メンバーの人数×4,350円</p> <p>(2) 全国高校駅伝大会強化事業 補助対象経費の実支出額又は400千円のいずれか低い額</p> <p>(3) 高校新人指定選手・チーム強化事業 補助対象経費の実支出額又は1,700千円のいずれか低い額</p> <p>(4) 全国大会入賞特別強化事業 補助対象経費の実支出額又は3,700千円のいずれか低い額</p>			
補助対象経費	<p>(1) 全国大会派遣事業 出場生徒（マネージャーを含む）のうち正規の登録メンバーの宿泊費</p> <p>(2) 全国高校駅伝大会強化事業 講師の旅費（交通費及び宿泊費）及び謝金、顧問教職員、コーチ及び生徒の旅費（交通費及び宿泊費）、大会等参加料、会場使用料、消耗品費（単価20千円未満）並びに傷害保険料</p> <p>(3) 高校新人指定選手・チーム強化事業 講師の旅費（交通費及び宿泊費）及び謝金、顧問教職員、コーチ及び生徒の旅費（交通費及び宿泊費）、大会等参加料、会場使用料、消耗品費（単価20千円未満）並びに傷害保険料</p> <p>(4) 全国大会入賞特別強化事業 ①強化事業として招聘した講師等の旅費（交通費及び宿泊費）及び謝金 ②強化事業として遠征及び合宿等を実施した顧問教職員、コーチ及び生徒の旅費（交通費及び宿泊費）、大会参加料、会場使用料、消耗品費（単価20千円未満）並びに傷害保険料</p>			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	46,459	51,493	14,783	13,066

	決算額	46,080	50,063	14,696	—
	(財源)				
	一般財源	46,080	50,063	14,696	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	交付先数	1	1	1	—
	決算額÷交付先数	46,080	50,063	14,696	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	全国高等学校総合体育大会の入賞者数			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	35～40	35～40	35～40
	成果実績	32	60	45

(監査の結果)

(1) 補助事業実施状況報告書の提出期限の遵守について

補助金交付要綱第7条によれば、当補助金の補助事業実施状況報告書は、平成30年11月30日現在の状況について、平成30年12月21日までに提出することが規定されているが、山形県高等学校体育連盟から提出されたのは、提出期限経過後の平成30年12月26日であった。

「山形県補助金等の適正化に関する規則」(昭和35年8月9日山形県規則第59号)では、補助事業等を円滑に執行するため、必要と認める場合には補助事業等の進捗状況に関し、補助事業等実施状況報告書を徴することとしており、県は、交付決定の内容に沿って補助事業等が遂行されていることの把握に努める必要がある。

当補助金の補助事業実施状況報告書は、状況報告の基準日(平成30年11月30日)から提出日(平成30年12月21日)までの期間がタイトなものとなっているが、補助金交付要綱に定めている以上、県は交付先に対して提出期限を遵守するよう指導する必要がある。【指摘事項】

(2) 交付先を通じた最終受益者に対する速やかな事業実施報告の指導について

補助事業実施状況報告書には、実施状況調書(別記様式第6号)を添付することとされている。当該調書には事業の遂行状況について出来比率(実施済み事業費/総事業費)を記載することとなっているが、状況報告基準日(平成30年11月30日)現在、既に事業の実施が完了している全国高校駅伝大会強化事業及び全国大会入賞特別強化事業について、出来比率がそれぞれ0%、78.0%で報告されていた。これは、当補助金の最終受益者となる高等学校、各種競技団体から山形県高等学校体育連盟に対する事業実施報告書の提出が遅れている、あるいは事業実施報告書に不備があり、修正依頼をしている

るためとのことであった。

既に完了している事業について実施状況が正しく報告されていない現状は、県が交付決定の内容に沿って補助事業等が遂行されていることを把握するという補助事業等実施状況報告書の目的が達成されていないことになる。

県は、交付先を通じて最終受益者となる高等学校、各種競技団体等に対して、事業完了後速やかに事業実施報告書を提出するよう指導することが望ましい。【意見】

74 山形県体育協会運営費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県体育協会運営費補助金			
所管部課	教育庁スポーツ保健課			
創設年度	不明			
終期年度	未設定			
補助金見直しを行った年度	該当なし			
補助金等の目的	本県におけるスポーツを振興し、県民の体力向上とスポーツ精神の高揚を図るもの			
補助対象事業の概要	公益財団法人山形県体育協会（平成31年4月1日付で「公益財団法人山形県スポーツ協会」に名称変更）の行う事業活動の円滑な推進を図るため、その運営に要する経費を補助するもの			
補助金等の分類	団体運営費補助			
根拠法令・交付要綱等の名称	公益財団法人山形県体育協会運営費補助金交付要綱			
補助金等の交付先(最終交付先)	公益財団法人山形県体育協会			
補助金等の算出方法	役職員の設置に要する経費の10/10以内の額とし、上限額10,815,251円			
補助対象経費	役職員の設置に要する経費			
補助金等の実績と財源(千円)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	10,749	10,788	10,816	12,042
決算額	10,749	10,788	10,815	—
(財源)				
一般財源	10,749	10,788	10,815	—
国庫	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
交付先数	1	1	1	—
決算額÷交付先数	10,749	10,788	10,815	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	設定していない			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	—	—
	成果実績	—	—	—
成果目標を設定していない理由	人件費補助のため			

(監査の結果)

該当なし。

75 山形県競技スポーツ強化費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	山形県競技スポーツ強化費補助金
所管部課	教育庁スポーツ保健課
創設年度	平成 4 年
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	国民体育大会をはじめとする各種全国大会等において優秀な成績を収めることを目的とするもの
補助対象事業の概要	<p>(1) 基礎強化事業 競技団体活性化、戦術・戦略対策推進、指導者研修会開催・派遣</p> <p>(2) 指導者特別レベルアップ事業 トップチーム等への派遣、トップ指導者等への派遣</p> <p>(3) 国体候補選手強化事業 優秀指導者招聘、優秀チーム招聘、トレーナー招聘、選手委託強化、日常強化練習、県内合宿、県外・海外遠征、スポーツ医・科学測定</p> <p>(4) 女性アスリート育成強化事業 優秀指導者招聘、優秀チーム招聘、トレーナー招聘、選手委託強化、日常強化練習、県内合宿、県外・海外遠征、スポーツ医・科学測定</p>
補助金等の分類	その他事業費補助
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県競技スポーツ強化費補助金交付要綱

補助金等の交付先(最終交付先)	県内各競技団体																				
補助金等の算出方法	補助対象経費の実支出額又は知事が別に定める額のいずれか低い額																				
補助対象経費	<p>(1) 基礎強化事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業細目</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競技団体活性化 戦術・戦略対策推進 指導者研修会開催・派遣</td> <td>報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合(大会)・講習会参加料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 指導者特別レベルアップ事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業細目</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トップチーム等への派遣 トップ指導者等への派遣</td> <td>報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 講習会参加料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 国体候補選手強化事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業細目</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優秀指導者招聘 優秀チーム招聘 トレーナー招聘 選手委託強化</td> <td>報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料</td> </tr> <tr> <td>日常強化練習 県内合宿 県外・海外遠征</td> <td>報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合(大会)・講習会参加料</td> </tr> <tr> <td>スポーツ医・科学測定</td> <td>診断料及び測定料 交通費(実費) 使用料及び賃借料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 女性アスリート育成強化事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業細目</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優秀指導者招聘 優秀チーム招聘</td> <td>報償費 交通費(実費)</td> </tr> </tbody> </table>	事業細目	補助対象経費	競技団体活性化 戦術・戦略対策推進 指導者研修会開催・派遣	報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合(大会)・講習会参加料	事業細目	補助対象経費	トップチーム等への派遣 トップ指導者等への派遣	報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 講習会参加料	事業細目	補助対象経費	優秀指導者招聘 優秀チーム招聘 トレーナー招聘 選手委託強化	報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料	日常強化練習 県内合宿 県外・海外遠征	報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合(大会)・講習会参加料	スポーツ医・科学測定	診断料及び測定料 交通費(実費) 使用料及び賃借料	事業細目	補助対象経費	優秀指導者招聘 優秀チーム招聘	報償費 交通費(実費)
事業細目	補助対象経費																				
競技団体活性化 戦術・戦略対策推進 指導者研修会開催・派遣	報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合(大会)・講習会参加料																				
事業細目	補助対象経費																				
トップチーム等への派遣 トップ指導者等への派遣	報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 講習会参加料																				
事業細目	補助対象経費																				
優秀指導者招聘 優秀チーム招聘 トレーナー招聘 選手委託強化	報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料																				
日常強化練習 県内合宿 県外・海外遠征	報償費 交通費(実費) 宿泊費(実費) 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合(大会)・講習会参加料																				
スポーツ医・科学測定	診断料及び測定料 交通費(実費) 使用料及び賃借料																				
事業細目	補助対象経費																				
優秀指導者招聘 優秀チーム招聘	報償費 交通費(実費)																				

	トレーナー招聘 選手委託強化	宿泊費（実費） 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料			
	日常強化練習 県内合宿 県外・海外遠征	報償費 交通費（実費） 宿泊費（実費） 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合（大会）・講習会参加料			
	スポーツ医・科学測定	診断料及び測定料 交通費（実費） 使用料及び賃借料			
補助金等の実績と財源(千円)		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
予算額		39,244	41,180	39,786	38,404
決算額		40,704	41,180	39,766	—
(財源)	一般財源	40,704	41,180	39,766	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数		41	41	41	—
決算額÷交付先数		993	1,004	970	—

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	国民体育大会の得点・順位			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	900 点以上 20 位台	900 点以上 20 位台	900 点以上 20 位台
	成果実績	929.00 点 26 位	873.50 点 31 位	817.25 点 34 位

(監査の結果)

(1) 交付先団体の財務状況のモニタリングについて

県は、当補助金の交付先団体となる各種競技団体の繰越金の有無など財務状況については特に把握をしていない。県の説明によれば、各種競技団体は公益財団法人山形県体育協会（以下「県体育協会」という。）に加盟しており、県体育協会が各種競技団体の

財務状況を把握しているためとのことである。

団体運営費補助であれば、交付先団体の財務状況が良好であり、自主財源によって補助対象事業の遂行が十分に可能であると判断される場合、補助金を減額するといった措置も考えられる。当補助金については、事業費補助であることから、交付先の財務状況が良好であり、潤沢な財産を有しているということをもって、即時に補助金を減額するといった措置が取られることは考えにくい。しかし、補助対象事業の中には、各競技団体に一律 70,000 円を交付している基礎強化事業があり、財務状況が良好な団体に対してまで一律に補助金を交付していたした場合、補助金の減額措置も検討すべきと考えられる。

県は、交付先団体の財務状況を適時に把握し、適正な補助金額を算出するため、交付先団体の決算書類を入手し、継続的に財務状況をモニタリングしていくことを検討されたい。【意見】

なお、県では、令和元年度より県体育協会を通して交付先団体の決算書類を入手し、財務状況の継続的なモニタリングを実施していくことを予定している。

(2) 交付先団体に対する現地調査の実施及び調査結果の文書化について

「補助金等に係る事務の適正な執行の徹底について」（平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知）によれば、以下のような記載がある。

補助事業等の実績確認について

補助事業等の実績報告に係る審査等の徹底については、「補助金等に係る事務の適正な執行について」（平成 20 年 3 月 26 日財第 271 号総務部長通知）で通知しているところだが、現地調査による確認等について不十分な面もあるので、一層の徹底を図ること。

なお、証拠書類等の提出により補助事業等の実績を確認できるものについては、必ずしも現地調査を行うことを要しないが、その場合にも事業実績の確認は確実にを行うこと。

当補助金の実績確認については、交付先である各種競技団体より提出された実績報告書に係る関係書類、事業成績書（別記様式第 1-1・2・3 号）、収支精算書（別記様式第 2-1・2・3 号）、参加者名簿（兼）経費内訳書（別記様式第 3 号）、事業実績報告書（別記様式第 8-1・2 号）による書面上での事業の履行確認と提出された領収証等の写しといった証憑書類の確認を行い、不明な点等があれば、各種競技団体へヒアリングを行い実績報告に係る審査を実施している。

県担当者が、交付先である各種競技団体へ出向き、補助対象事業の執行状況の確認をすることや、補助対象経費に係る総勘定元帳や証憑書類の原本を閲覧するといった現地調査は実施していないとのことであった。

補助事業の実績確認については、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、

原則として補助対象事業に係る証憑書類等（支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等）については原本を確認するとともに、補助対象事業に係る執行状況について写真等によって確認を行うなど、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、現地調査における実施事項及びその結果について文書として保管することが望ましい。【意見】

なお、県では、交付先団体に対する現地調査について、現在その実施に向けて具体的な検討を開始しているとのことである。

当補助金は交付先が約 40 団体、交付対象となる事業単位でみた場合、約 90 事業にも及ぶものである。また、現地調査を行う人的資源には限りがあり、毎年全交付先に対して現地調査を実施することにも限界がある。そこで、現地調査手法の具体的な検討に際しては、補助金額の金額的重要性を勘案しつつ、何年かの周期で全交付先を回るようにする等、限られた人員体制の下での、効果的かつ効率的な調査の実施が求められる。

(3) 軽微な変更の判定基準の補助金交付要綱への記載について

山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月 9 日山形県規則第 59 号）第 7 条第 1 項において、補助事業等に要する経費の配分の変更や補助事業等の内容の変更については、別に定める軽微な変更を除き、あらかじめ知事の承認を受けなければならない旨規定している。

「山形県補助金等の適正化に関する規則」

（補助金等の交付の条件）

第 7 条 次に掲げる事項は、補助金等の交付を決定する場合に付する条件となるものとする。

（1）補助事業者等は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

イ 補助事業等に要する経費の配分の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ロ 補助事業等の内容の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ハ 補助事業等中止し、又は廃止しようとする場合

（2）補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

上記規則では「別に定める軽微な変更を除き」とあるように、知事の承認の必要のない軽微な変更について、補助金交付要綱に規定しておく必要がある。

当補助金については、補助金交付要綱第4条第1項において、「規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、補助事業に要する経費の10分の2を超える増減以外の変更とする。」旨の定めがある。

平成30年度において、山形県レスリング協会より、補助金交付要綱第4条第2項の定めに基づき事業計画承認申請書の提出がなされている。変更の内容は当協会が当初申請した補助対象事業（基礎強化事業、国体候補選手強化事業、女性アスリート育成強化事業）に要する経費のうち、女性アスリート育成強化事業に要する経費について、当初の予定の10分の2を超える減額が見込まれることに伴う変更であり、当協会が申請した補助対象事業のすべてに要する経費（1,278,000円）を基準に判定すると、当初の予定の10分の2を超える変更とはいえないものであった。県では、当協会から提出された事業計画変更承認申請書に基づき、計画変更の承認及び変更交付決定を行い、結果として20,306円の補助金返納を受けており、この手続き自体に何ら問題はない。

補助金交付要綱第4条第1項に定める軽微な変更該当するか否かの基準となる「補助事業に要する経費の10分の2」という値が、補助対象事業全体として判定すべきものなのか、補助対象となる事業ごとに判定すべきものなのか、補助金交付要綱の記載からは明らかでない。

県は、軽微な変更該当するか否かの判定について、補助対象事業全体として判定するのか、あるいは補助対象となる事業ごとに判定するのかについて、補助金交付要綱へ明確に記載する必要がある。【意見】

なお、当補助金の平成31年度交付要綱第4条第1項においては、「規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、各補助事業毎に要する経費の10分の2を超える増減以外の変更とする。」旨の定めがあり、軽微な変更該当するか否かについて、補助対象となる事業ごとに判定することが明記されている。

76 山形県競技スポーツ強化費補助金（オフシーズン強化育成事業）

（補助金等の概要）

補助金等の名称	山形県競技スポーツ強化費補助金（オフシーズン強化育成事業）
所管部課	教育庁スポーツ保健課
創設年度	不明
終期年度	未設定
補助金見直しを行った年度	該当なし
補助金等の目的	国民体育大会をはじめとする各種全国大会等において優秀な成績を収めることを目的とするもの
補助対象事業の概要	オフシーズン強化育成事業

	優秀指導者招聘、優秀チーム招聘、トレーナー招聘、日常強化練習、県内合宿、県外・海外遠征									
補助金等の分類	その他事業費補助									
根拠法令・交付要綱等の名称	山形県競技スポーツ強化費補助金（オフシーズン強化育成事業）交付要綱									
補助金等の交付先(最終交付先)	県内各競技団体									
補助金等の算出方法	補助対象経費の実支出額又は知事が別に定める額のいずれか低い額									
補助対象経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業細目</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>優秀指導者招聘 優秀チーム招聘 トレーナー招聘</td> <td>報償費 交通費（実費） 宿泊費（実費） 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料</td> </tr> <tr> <td>日常強化練習 県内合宿 県外・海外遠征</td> <td>報償費 交通費（実費） 宿泊費（実費） 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合（大会）・講習会参加料 診断料及び測定料</td> </tr> </tbody> </table>				事業細目	補助対象経費	優秀指導者招聘 優秀チーム招聘 トレーナー招聘	報償費 交通費（実費） 宿泊費（実費） 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料	日常強化練習 県内合宿 県外・海外遠征	報償費 交通費（実費） 宿泊費（実費） 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合（大会）・講習会参加料 診断料及び測定料
事業細目	補助対象経費									
優秀指導者招聘 優秀チーム招聘 トレーナー招聘	報償費 交通費（実費） 宿泊費（実費） 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料									
日常強化練習 県内合宿 県外・海外遠征	報償費 交通費（実費） 宿泊費（実費） 消耗品費 通信運搬費 傷害保険料 使用料及び賃借料 試合（大会）・講習会参加料 診断料及び測定料									
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度						
予算額	10,400	10,000	10,000	9,500						
決算額	10,400	10,000	10,000	—						
(財源)										
一般財源	10,400	10,000	10,000	—						
国庫	—	—	—	—						
その他	—	—	—	—						
交付先数	18	17	23	—						
決算額÷交付先数	578	588	435	—						

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	国民体育大会の得点・順位			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度

	目標値	900 点以上 20 位台	900 点以上 20 位台	900 点以上 20 位台
	成果実績	929.00 点 26 位	873.50 点 31 位	817.25 点 34 位

(監査の結果)

(1) 交付先団体に対する現地調査の実施及び調査結果の文書化について

「補助金等に係る事務の適正な執行の徹底について」(平成 22 年 3 月 30 日財第 314 号総務部長通知)によれば、以下のような記載がある。

補助事業等の実績確認について

補助事業等の実績報告に係る審査等の徹底については、「補助金等に係る事務の適正な執行について」(平成 20 年 3 月 26 日財第 271 号総務部長通知)で通知しているところだが、現地調査による確認等について不十分な面もあるので、一層の徹底を図ること。

なお、証拠書類等の提出により補助事業等の実績を確認できるものについては、必ずしも現地調査を行うことを要しないが、その場合にも事業実績の確認は確実にすること。

当補助金の実績確認については、交付先である各種競技団体より提出された実績報告書に係る関係書類、事業成績書(別記様式第 1 号)、収支精算書(別記様式第 2 号)、参加者名簿(兼)経費内訳書(別記様式第 3 号)、事業実績報告書(別記様式第 8 号)による書面上での事業の履行確認と提出された領収証等の写しといった証憑書類の確認を行い、不明な点等があれば、各種競技団体へヒアリングを行い実績報告に係る審査を実施している。

県担当者が、交付先である各種競技団体へ出向き、補助対象事業の執行状況の確認をすることや、補助対象経費に係る総勘定元帳や証憑書類の原本を閲覧するといった現地調査は実施していないとのことであった。

補助事業の実績確認については、補助対象経費等の実績確認を精緻化する観点から、原則として補助対象事業に係る証憑書類等(支出事実・内容を証明する領収証、帳簿等)については原本を確認するとともに、補助対象事業に係る執行状況について写真確認を行うなど、補助対象事業の性質に応じた個別的な対応を実施し、現地調査における実施事項及びその結果について文書として保管することが望ましい。【意見】

なお、県では、交付先団体に対する現地調査について、現在その実施に向けて具体的な検討を開始しているとのことである。

当補助金は交付先が約 20 団体にも及ぶものである。また、現地調査を行う人的資源には限りがあり、毎年全交付先に対して現地調査を実施することにも限界がある。そこ

で、現地調査手法の具体的な検討に際しては、補助金額の金額的重要性を勘案しつつ、何年かの周期で全交付先を回るようにする等、限られた人員体制の下での、効果的かつ効率的な調査の実施が求められる。

77 オリンピックメダリスト育成事業費補助金

(補助金等の概要)

補助金等の名称	オリンピックメダリスト育成事業費補助金							
所管部課	教育庁スポーツ保健課							
創設年度	平成 29 年							
終期年度	未設定							
補助金見直しを行った年度	該当なし							
補助金等の目的	本県競技スポーツの競技力の向上を図り、オリンピックでメダルを獲得することを目的とするもの							
補助対象事業の概要	<p>(1) オリンピックでメダル獲得が期待される競技の選手個人又は県内競技団体に補助金を交付する事業（オリンピック特別活動支援事業）</p> <p>(2) 県内競技団体が実施するアスリートチェック事業に補助金を交付する事業（アスリートチェック支援（検査測定）事業）</p> <p>(3) スポーツ医・科学支援事業</p> <p>(4) 県体育団体組織強化事業</p>							
補助金等の分類	その他事業費補助							
根拠法令・交付要綱等の名称	オリンピックメダリスト育成事業費補助金交付要綱							
補助金等の交付先(最終交付先)	公益財団法人山形県体育協会（選手個人又は県内競技団体）							
補助金等の算出方法	<p>(1) オリンピック特別活動支援事業</p> <p>当該事業に要する経費と以下の補助上限額のいずれか低い方の額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選手個人</td> <td>選手個人 1 人につき、300 千円（ただし、県内競技団体が競技用備品を購入し、当該競技用備品の貸与を受けた場合は、その実支出額を控除する。）合計 4,500 千円</td> </tr> <tr> <td>県内競技団体</td> <td>1 競技団体につき、4,000 千円（ただし、選手個人に貸与する競技用</td> </tr> </tbody> </table>		区分	補助上限額	選手個人	選手個人 1 人につき、300 千円（ただし、県内競技団体が競技用備品を購入し、当該競技用備品の貸与を受けた場合は、その実支出額を控除する。）合計 4,500 千円	県内競技団体	1 競技団体につき、4,000 千円（ただし、選手個人に貸与する競技用
区分	補助上限額							
選手個人	選手個人 1 人につき、300 千円（ただし、県内競技団体が競技用備品を購入し、当該競技用備品の貸与を受けた場合は、その実支出額を控除する。）合計 4,500 千円							
県内競技団体	1 競技団体につき、4,000 千円（ただし、選手個人に貸与する競技用							

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>備品を購入した場合は、その実支出額を加える。) 合計 8,000 千円</td> </tr> </table> <p>(2) アスリートチェック支援 (検査測定) 事業 当該事業に要する経費と以下の補助上限額のいずれか低い方の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内競技団体</td> <td>1 人につき 3 千円 3 千円×150 人=450 千円</td> </tr> </tbody> </table>		備品を購入した場合は、その実支出額を加える。) 合計 8,000 千円	区分	補助上限額	県内競技団体	1 人につき 3 千円 3 千円×150 人=450 千円																			
	備品を購入した場合は、その実支出額を加える。) 合計 8,000 千円																									
区分	補助上限額																									
県内競技団体	1 人につき 3 千円 3 千円×150 人=450 千円																									
	<p>(3) スポーツ医・科学支援事業 当該事業に要する経費の実支出額と以下の補助上限額のいずれか低い方の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツ医・科学推進会議開催事業</td> <td>118 千円</td> </tr> <tr> <td>アスリートチェック支援 (ドクター等派遣) 事業</td> <td>1,307 千円</td> </tr> <tr> <td>トレーナー派遣事業</td> <td>575 千円</td> </tr> <tr> <td>コンディショニング&リカバリーセミナー事業</td> <td>168 千円</td> </tr> <tr> <td>チームサポート事業</td> <td>635 千円</td> </tr> <tr> <td>コーディネーター等雇用事業</td> <td>7,582 千円</td> </tr> <tr> <td>先進県調査及び収集事業</td> <td>355 千円</td> </tr> <tr> <td>マルチサポートセンター運営事業</td> <td>11,129 千円</td> </tr> <tr> <td>女性アスリート競技力向上セミナー事業</td> <td>600 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 県体育団体組織強化事業 当該事業に要する経費の 2 分の 1 の額と以下の補助上限額のいずれか低い方の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツ指導員及び技術員設置事業</td> <td rowspan="2">5,700 千円</td> </tr> <tr> <td>トレーナー帯同支援事業 (東北総体・国民体育大会に限る)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助上限額	スポーツ医・科学推進会議開催事業	118 千円	アスリートチェック支援 (ドクター等派遣) 事業	1,307 千円	トレーナー派遣事業	575 千円	コンディショニング&リカバリーセミナー事業	168 千円	チームサポート事業	635 千円	コーディネーター等雇用事業	7,582 千円	先進県調査及び収集事業	355 千円	マルチサポートセンター運営事業	11,129 千円	女性アスリート競技力向上セミナー事業	600 千円	区分	補助上限額	スポーツ指導員及び技術員設置事業	5,700 千円	トレーナー帯同支援事業 (東北総体・国民体育大会に限る)
区分	補助上限額																									
スポーツ医・科学推進会議開催事業	118 千円																									
アスリートチェック支援 (ドクター等派遣) 事業	1,307 千円																									
トレーナー派遣事業	575 千円																									
コンディショニング&リカバリーセミナー事業	168 千円																									
チームサポート事業	635 千円																									
コーディネーター等雇用事業	7,582 千円																									
先進県調査及び収集事業	355 千円																									
マルチサポートセンター運営事業	11,129 千円																									
女性アスリート競技力向上セミナー事業	600 千円																									
区分	補助上限額																									
スポーツ指導員及び技術員設置事業	5,700 千円																									
トレーナー帯同支援事業 (東北総体・国民体育大会に限る)																										
補助対象経費	<p>(1) オリンピック特別活動支援事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選手個人</td> <td>選手個人が実施する強化活動事業</td> <td>報償費 (外部コーチ謝金等)、交通費、宿泊費、消耗品費 (テーピング、サプリメント・プロテイン等)、通信運搬費、傷害保険料、使用料及び賃借料 (施設利用料等)、診断料</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	補助対象経費	選手個人	選手個人が実施する強化活動事業	報償費 (外部コーチ謝金等)、交通費、宿泊費、消耗品費 (テーピング、サプリメント・プロテイン等)、通信運搬費、傷害保険料、使用料及び賃借料 (施設利用料等)、診断料																			
区分	内容	補助対象経費																								
選手個人	選手個人が実施する強化活動事業	報償費 (外部コーチ謝金等)、交通費、宿泊費、消耗品費 (テーピング、サプリメント・プロテイン等)、通信運搬費、傷害保険料、使用料及び賃借料 (施設利用料等)、診断料																								

		及び測定料、試合（大会）講習会参加料、用具運搬費、大会（合宿）等参加負担金、競技用備品購入費（1件あたり5万円未満に限る）
県内競技団体	県内競技団体が実施（主催）する強化活動事業	報償費、交通費、宿泊費、消耗品費、通信運搬費、傷害保険料、使用料及び賃借料、診断料及び測定料、試合（大会）講習会参加料、用具運搬費、競技用備品購入費（ただし、購入金額合計が1競技団体あたりの補助金の1/2の額を超えてはならない。）、選手個人に貸与する競技用備品購入費（1件あたり5万円以上30万円以下のもの）

(2) アスリートチェック支援（検査測定）事業

区分	内容	補助対象経費
県内競技団体	県内競技団体が強化指定する山形県の優秀選手のアスリートチェック事業	検査測定料

(3) スポーツ医・科学支援事業

区分	内容	補助対象経費
スポーツ医・科学推進会議開催事業	山形県スポーツ医・科学推進会議（年2回）、及びワーキンググループ（年4回）の開催	交通費、通信運搬費、消耗品費
アスリートチェック支援（ドクター等派遣）事業	アスリートチェックにおける選手への指導助言を行うドクター等の派遣等	報償費、交通費、宿泊費、消耗品費、印刷製本費、使用料及び賃借料
トレーナー派遣事業	全国大会（東北総体・国民体育大会を除く）	報償費、交通費、宿泊費、傷害保険

	く)に対するトレーナーの派遣	料
コンディショニング&リハビリセミナー事業	指導者等に対して医・科学的な知識を深め、科学的根拠に基づいた指導を実践するためのセミナー開催(年2回)	報償費、交通費、宿泊費、消耗品費、印刷製本費、使用料及賃借料
チームサポート事業	大会・合宿・日常活動に対する理学療法士・作業療法士・メンタルトレーナー・栄養士等の派遣	報償費、交通費、宿泊費、傷害保険料
コーディネーター等雇用事業	山形県マルチサポートセンター(仮称)の設置に向けた準備及びスポーツ医・科学による選手のサポートを行う専任スタッフ(2名)の配置	給与、健康保険料、児童手当拠出金、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料、法定福利厚生費
先進県調査及び収集事業	山形県マルチサポートセンター(仮称)の設置に向けた先進県調査及び各都道府県の医・科学事業情報収集	報償費、交通費、宿泊費、消耗品費、通信運搬費、試合(大会)講習会参加料
マルチサポートセンター運営事業	山形県マルチサポートセンター(仮称)で医・科学による選手のサポート及び事務局運営	報償費、交通費、消耗品費、通信運搬費、使用料及び賃借料、検査測定費、備品購入費、委託料、光熱水費
女性アスリート競技力向上セミナー事業	女性アスリートに対するコーチ学・生理学・栄養学等の講習会等の開催	報償費、交通費、宿泊費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、傷害保険料、使用料及び賃借料、会議費、委託料
(4) 県体育団体組織強化事業		
区分	内容	補助対象経費
スポーツ指導員及び技術員設置事業	本県競技力向上を図るため、スポーツ指導	報酬、給与、健康保険料、児童手当拠出金、厚生年金保険料、雇用

		員及び技術員を 設置	保険料、労災保険料、 法定福利厚生費、福利 厚生費、交通費、宿泊 費、使用料及び賃借 料、試合（大会）講習 会参加料		
	トレーナー帯 同支援事業 （東北総体・ 国民体育大会 に限る）	選手のコンデ ィショニング 等、競技に万全 に期すためス ポーツトレー ナーを大会に 帯同・派遣	交通費、宿泊費、傷害 保険料		
補助金等の実績と財源(千円)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
予算額	—	33,098	36,201	39,473	
決算額	—	32,961	35,786	—	
(財源)	一般財源	—	32,961	35,786	—
	国庫	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
交付先数	—	1	1	—	
決算額÷交付先数	—	32,961	35,786	—	

(補助金交付の効果測定)

達成すべき成果指標	国民体育大会の得点・順位			
目標値及び成果実績		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	目標値	—	900 点以上 20 位台	900 点以上 20 位台
	成果実績	—	873.50 点 31 位	817.25 点 34 位
成果目標を設定していない理由	—			

(監査の結果)

該当なし。